

自然エネルギー信州ネット

平成23年度第1回運営会議 次第

日時：平成23年（2011年）8月19日（金）

13:30～（2時間程度）（13:00開場）

場所：長野県庁 西庁舎110会議室

1 開会

2 あいさつ

3 会議事項

①会員状況

②会員名簿の公表について

③公募事業への申請について

・『長野県新しい公共の場づくりのためのモデル事業』長野県県民協働・NPO課

・『平成23年度地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務』環境省

④専門部会について

⑤総合特区について

⑥地域協議会の準備状況

4 その他

5 閉会

自然エネルギー—信州ネット

会員名簿
(正会員 準会員 賛助会員)

平成23年8月19日現在

自然エネルギー—信州ネット入会者集計表

2011年8月18日現在

区 分	入会者数
正 会 員	82
準 会 員	40
賛助会員	4
合 計	126

名簿は会員の公表確認を得てからHPにて公開する

長野県新しい公共の場づくりのためのモデル事業募集要項

1 趣 旨

地域の諸課題のより良い解決を図るには、行政だけではなく、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織（以下「NPO等」という。）が参画し、新しい公共の担い手となることが期待されています。

本事業は、NPO等と県及び市町村の協働を推進するとともに、行政、企業、大学及び地縁組織等の多様な担い手（マルチステークホルダー）からなる新しい公共の体制を構築し、問題解決を図っていく取組みを支援するものです。

事業提案を募集する事業は、「3 募集テーマ」に沿った内容で、NPO等、企業、行政などの多様な担い手が協働して地域の諸課題の解決に当たる先進的な取組であって、これを支援することで、問題解決を図るプロセスが他の地域のモデルとなるような事業であり、事業終了後においても取組みの継続・発展が期待できるものとします。

2 事業提案できる団体

(1) 事業提案できるのは次のいずれかとします。

ア 県内の市町村（NPO等と県及び市町村が連携して実施主体となること）

イ NPO等と県及び県内の市町村を構成員に含む協議体（以下「協議体」という。）

(2) 協議体は、以下の条件を全て満たすものとします。

ア 代表者が定められていること

イ NPO等並びに県及び県内市町村が構成員に含まれていること

ウ 長野県新しい公共の場づくりのためのモデル事業（以下「モデル事業」という。）の事務手続を適正かつ効率的に行うため、以下の事項を定めた協議体の規約その他の規程が作成されていること

a 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲

b 協議体の意思決定方法

c 協議体を解散した場合の地位の承継者

d 協議体の事務処理及び会計処理の方法

e その他、協議体の運営に関して必要な事項

エ 規約その他の規程に定めるところにより、一の手続きにつき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること

(3) 実施主体（協議体の構成員となるNPO等を含む。）となるNPO等は、以下の要件を全て満たす団体とします。

ア 組織の運営に関する規則（会則等）を有する団体であること。

イ 県内に主たる事務所を有し、活動実績がある団体であること。

ウ 事業の遂行に必要な組織・人員を有する団体であること。

エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としない団体であること。

オ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的と

しない団体であること。

カ 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

キ NPO等のうち法人については、実施しようとする事業内容が定款に適合していること。

ク 特定非営利活動法人については、各事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出していること。

3 募集テーマ

別途募集を行い、「県民協働を進める信州円卓会議」において検討し、決定した次のテーマとします。

- (1) 高齢者が安心・元気に暮らせる地域づくり
- (2) 地域で支える健康と福祉
- (3) 障がい者の社会参加の支援
- (4) 災害支援
- (5) 地域の連携による教育力・子どもの育成力の向上
- (6) 環境保全・地域エネルギー活用の推進
- (7) 地域づくり・まちづくり
- (8) 観光の振興
- (9) 農林業・ものづくり産業の振興

4 採択要件

- (1) 地域の諸課題の解決に向けた先進的な取組であり、他の地域のモデルになるものであること。
- (2) 新しい公共の担い手など地域からの提言をもとに、NPO等と県及び市町村が連携して、又は、NPO等と県及び市町村を構成員に含む協議体の実施主体となる事業であること。
- (3) NPO等と県・市町村は、地域の課題を解決するため、多様な担い手（NPO等・県・市町村のほか、企業、各行政機関等を可能な限り含み、その構成メンバーは概ね5団体以上の幅広い参画を目標とする。）が協働して、自ら地域の諸課題に当たる仕組み（マルチステークホルダー・プロセス）による会議体を立ち上げ、「新しい公共」による取組を進めるものであること。

また、事業成果が一時的なものとならないように、モデル事業終了後も会議体を活用した取組を継続させること。

ただし、東日本大震災への対応の取組については、多様な担い手の構成メンバー数は、上記の目標数にとらわれずに、より柔軟に対応することができるものとする。

- (4) 応募した事業案件の目的・計画に沿って参加・活動する関係NPO等の活動基盤整備、寄附募集、融資利用などの人材、情報、資金、仕組み面の取組の強化等、NPO等に対する支援を主な目的の一つに含むものであること。

※ 本事業の予算枠は次の通り一般枠とNPO等支援重点化枠に区別されます。

予算枠	採択要件
一般枠	採択要件の(1)から(3)を満たすもの
NPO等支援重点化枠	採択要件の(1)から(4)までの全てを満たすもの

5 事業実施期間

原則として、交付決定のあった日から平成24年3月31日までとします。

ただし、平成24年度も継続して事業を行うことで、発展性が見込まれる事業の場合は、複数年での応募も可とし、この場合の実施期間は、交付決定のあった日から平成25年2月28日までとなります。

なおその場合、平成24年度事業については、改めて事業提案及び交付申請が必要です。

6 対象となる経費等

(1) 対象経費

事業の実施に直接必要な人件費（関係行政機関の恒常的職員に係る人件費を除く。）、諸謝金（委員、講師等）、旅費（職員、委員、講師等）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、募集広告費、計画策定費、委託費、施設等の整備費、設備備品購入費及び都道府県が必要と認めたその他の経費

(2) 補助額

1事業ごとの上限額は1,000万円、下限額は100万円

(3) 補助割合

対象事業費の10/10以内

(4) 施設等の整備及び設備備品の購入について

ア 本事業における施設等の整備や設備備品の購入は、当該経費の支出が本事業の趣旨に合致し、さらに整備や購入が真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実な場合に限るものとし、上限額は原則として一つのモデル事業につき当該モデル事業に係る経費の概ね1/2以内とします。

イ 国及び地方公共団体等による他の補助金等の制度が存在する場合には、当該制度で優先的に実施するものとし、当該制度で実施することが困難な場合に、本事業により経費を支出することとします。その場合、当該施設等の整備または設備備品の購入に係る経費に対する補助率等は、当該制度の補助率等（助成率、交付割合等）以内とします。

(5) 財産の管理

モデル事業により取得し、又は効用の増加した財産については、モデル事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るものとなります。

なお、モデル事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けないで、このモデル事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとなります。

7 事業提案書類

事業提案に当たっては、次の書類（各1部）を期日までに提出してください。

なお、各様式は長野県ホームページ「NPO・ボランティア情報コーナー」からダウンロードできます。（<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/npo/menu.htm>）

(1) 事業提案書

① 事業提案者が市町村の場合（様式第1-1号）

② 事業提案者が協議体の場合（様式第1-2号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 収支計画書（様式第3号）

(4) 協議体が申請する場合、協議体の条件を満たすことが分かる規約その他の規程

(5) 実施主体又は協議体の構成員となるNPO等に関する資料（それぞれの団体ごとに添付してください。）

ア 団体の概要（様式第4号）

イ 定款又はこれに代わるものの写し

ウ 直近1年間の事業報告書（任意団体については、これに代わるもの）の写し

エ 直近1年間の決算関係書類（任意団体については、これに代わるもの）の写し

オ 役員・職員名簿（様式第5号）

カ 団体の目的等についての確認書（様式第6号）

キ その他参考資料（団体のパンフレット等）

(6) その他活動内容及び応募事業を理解するために参考となる資料（添付任意）

8 応募締切

平成23年9月9日（金）必着とします。

9 応募方法

下記の応募先に郵送してください。

応募に係る経費は全て応募団体の負担となります。

なお、提出された書類は返還しませんので御了承ください。

10 問い合わせ及び応募先

〒380-8570（住所記載不要）

長野県企画部県民協働・NPO課

電話：026-235-7189／FAX：026-235-7258

E-mail：kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp

11 審査・選考について

(1) 長野県議会においてモデル事業に係る予算案が可決された後、県民協働を進める信州円卓会議による審査を経て、採択事業を決定します。

(2) 審査の過程で追加資料の提出やヒアリング等の対応を求める場合があります。

(3) 採択した事業については、実施方法や事業費などについて条件を付す場合があります。

12 事業実施

市町村又は協議体は次の方法により事業を実施していただきます。

- (1) 自ら実施
- (2) 外部委託
- (3) 実施主体であるNPO等への委託又は補助

13 事業完了報告

事業を実施した団体は、モデル事業終了後速やかに、成果をとりまとめるとともに自己評価を行い、別に定める成果等報告書を県に提出してください。

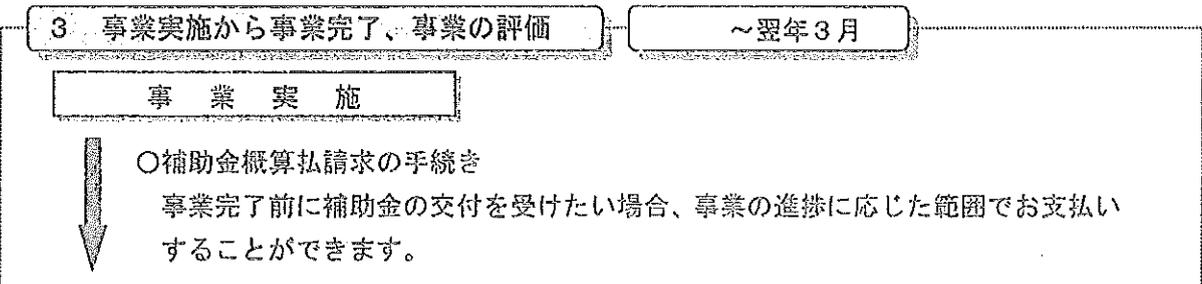
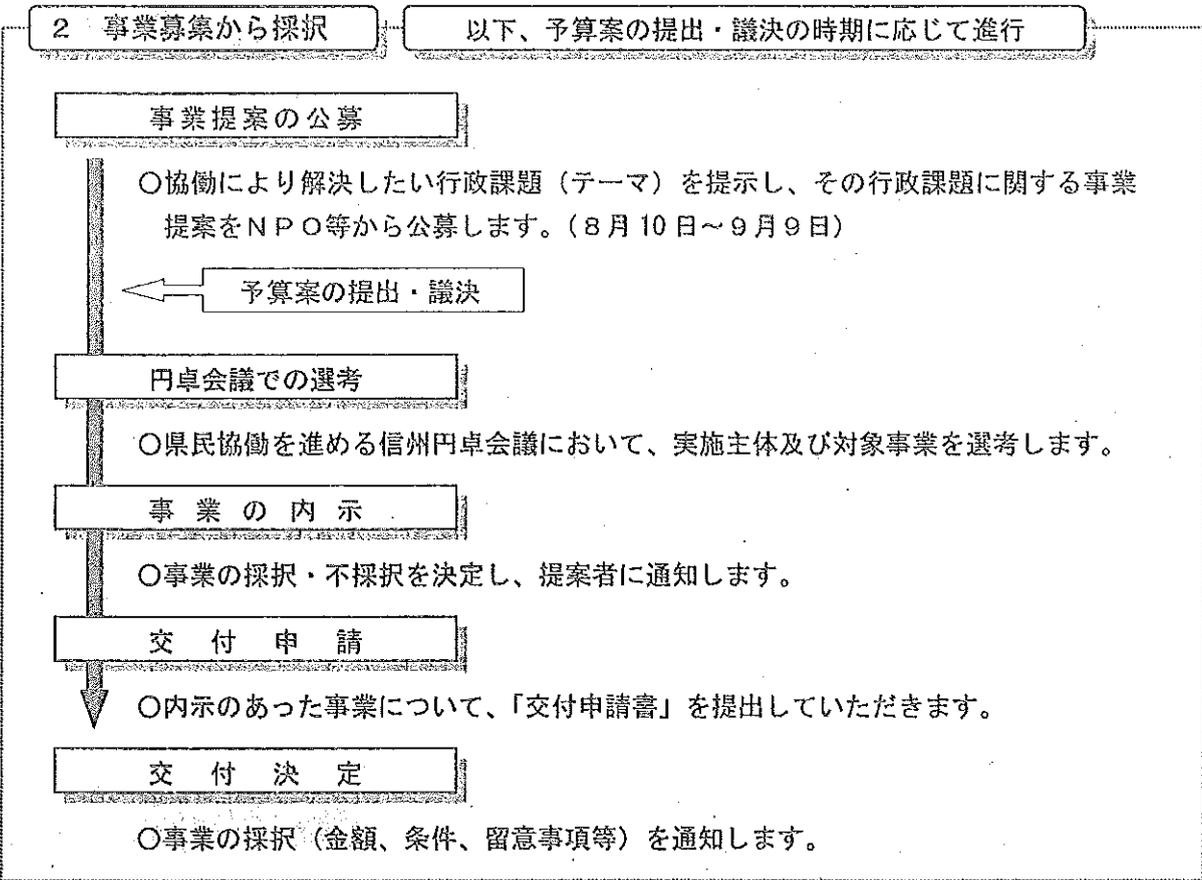
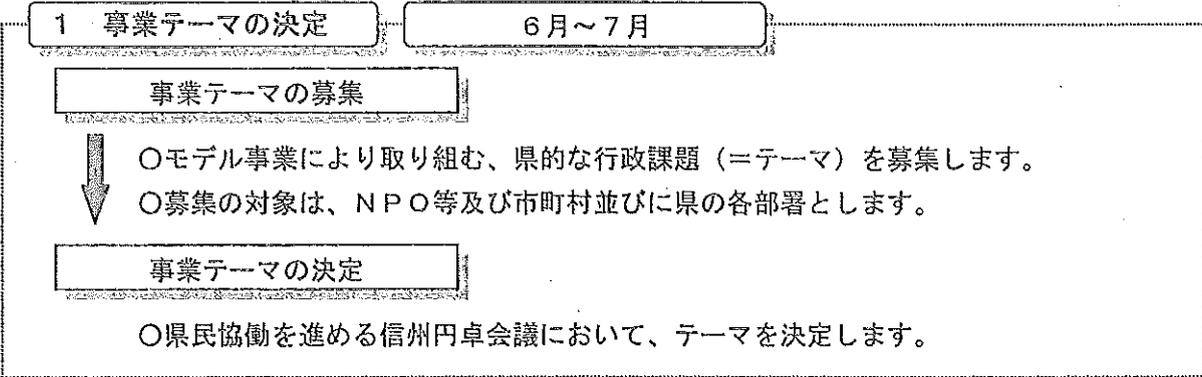
14 情報公開

- (1) 事業の「公正性」「透明性」を高めるため、応募の状況（団体名及び提案事業名）と審査結果は、長野県ホームページ「NPO・ボランティア情報コーナー」で公開します。また、提出いただいた書類は、個人情報を除いて、情報公開の対象となります。
- (2) 事業の実施状況及び事業の完了報告の内容については、その概要等をホームページ等により広く紹介させていただきます。
- (3) 事業実施者のうちNPO等は、事業採択後3か月以内に、別途指定する標準開示フォーマットを用いて団体情報を開示する義務を負います。なお、開示に当たっては、当該NPO等のウェブサイト、長野県ホームページ及び全国共通のデータベースに団体情報を掲載することとします。

15 その他留意事項

- (1) 市町村又は協議体の単独事業として、既に着手しており、財源の単なる補てんとみなされる事業は補助対象外となります。したがって、補助金の交付決定前に事業の着手はできません。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載が発見された場合には、事業実施決定後であっても、決定の取消し又は補助金の返還を求めることがあります。
- (3) 補助金が適正に活用されているかどうかを判断するため、事業に係る領収書や出納簿等の確認及び現地調査を行う場合があります。
- (4) モデル事業は、この募集要項の定めるところによるほか、国の「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」（平成23年2月策定、平成23年4月一部改訂）、「新しい公共支援事業実施要領」（平成23年2月16日付け府政経シ第39号、平成23年5月2日付け府政経シ第102号一部改訂。以下「実施要領」という。）の規定により実施します。

平成 23 年度「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」手続き等の流れ



情報公開

- 実施主体のうちNPO等は、事業採択後3か月以内に、別途指定する標準開示フォーマットを用いて、団体情報を開示する義務を負います。
- 開示に当たっては、当該NPO等のウェブサイト、長野県ホームページ及び全国共通のデータベースへの団体情報の掲載を行います。

事業完了（実施状況）の報告

- 事業が完了しましたら、「実績報告書」を提出してください。
県民協働・NPO課の職員が提出された書類等により、事業完了の検査を行います。
検査合格後、補助金額を確定し通知します。
- 平成24年度も継続して事業を実施しようとする場合は、平成24年度事業提案に併せて、平成23年度事業に係る「実績報告書」を提出してください。

補助金の請求

- 確定通知が届きましたら、「補助金精算払請求書」を提出してください。
指定口座に補助金を振り込みます。

事業実施状況の公表

- 事業の実施状況及び実績報告の内容について、県ホームページで公表します。

事業の評価

- 提出していただいた実施状況の成果について、県民協働を進める信州円卓会議において第三者評価を行います。
- 評価の内容は、県ホームページで公表します。

4 平成24年度事業の募集

翌年2月～

新年度テーマの決定

- 平成23年度の実施状況等を踏まえ、必要に応じて行政課題（テーマ）の追加募集をし、平成24年度の事業テーマを決定します。

事業提案の公募

- 平成24年度新たに実施を希望する事業、平成23年度から継続して実施を希望する事業について公募します。

円卓会議での選考

- 県民協働を進める信州円卓会議において選考します。平成23年度からの継続事業については、事業実績の評価結果も踏まえた上で、平成24年度の採否を決定します。

新しい公共の場づくりのためのモデル事業計画書

事業名	地域の環境特性に応じた、自然エネルギーの自給に向けた災害に強い地域づくりプロジェクト
分類	<input type="checkbox"/> 一般枠 <input checked="" type="checkbox"/> NPO支援重点化枠 (該当するものにチェック)
事業実施主体名	自然エネルギー信州ネット
事業概要	(事業の概要がわかるように、100～150 字程度で簡潔に記載してください。) 自然エネルギー資源に恵まれた本県各地の特性に鑑み、これまでに蓄積された様々な知見を活かしながら、市民・市民団体、企業・金融機関、行政などといったさまざまな主体が協働し、地域主導型の自然エネルギー開発の支援、地域エネルギー事業を市民参加によって実施する。本プロジェクトでは、モデルとなるような市民参加型の自然エネルギーの事業化を県下複数の地域において実践し、地域の自然エネルギーの自給率を高め災害に強い地域づくりを展開するとともに、その実践を、県下各地への普及していくことを目指すものである。

1 事業内容

(1) 事業の背景・目的 地域主導型の自然エネルギー事業のモデルの構築を進めるため、市民・市民団体、企業、金融機関、大学、行政などで構成される自然エネルギー信州ネットが、全県レベルの協議会として、本年7月31日に設立された。本自然エネルギー信州ネットでは、地域レベルで具体的な自然エネルギー事業を企画、展開する地域協議会を立ち上げることにしている。そこで、本事業では、地域の自然エネルギーの自給率を高め、災害に強い地域づくりを目指して、複数地域で特定の事業を行うことを目的とした地域協議会を立ち上げ、自然エネルギーの事業化を図っていく。
(2) 事業内容及び実施体制・方法 (直接実施、委託、助成など) 等 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>自然エネルギー信州ネット 市民・市民団体、大学、企業、行政等会員 125 名</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">○○地域協議会 (仮称)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">○○地域協議会 (仮称)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">○○協議会 (仮称)</div> </div>
(3) 施設の整備又は備品購入

(事業内容に施設の整備又は備品購入を含む場合、その内容及び必要性を記入してください。)

(4) 事業の先進性

(5) 他地域への普及性

本モデル事業は、〇〇でのモデル事業であるが、全県レベルの組織である自然エネルギー信州ネットとして事業を推進することにより、県下各地への波及が可能である。

特に本会では、長野県全県下に地域協議会を設置し、相互連携により自然エネルギーの地産地消をめざす活動をはじめていることから、一つの地域での事業モデルを他地域へ普及しやすい仕組みとなっている。

2 実施スケジュール

(1) 事業期間

平成23年 8月～ 25年 2月頃

(2) スケジュール (24年度も継続して事業実施を希望する場合は、24年度の計画も記載)

実施時期	実施項目 (内容説明) ・ 作業項目
23年8～9月	地域協議会の立ち上げ
10～2月	各地域協議会で自然エネルギーの自給に向けた災害に強い地域づくり事業計画の検討、実証実験の準備
24年2～3月	事業スキームの策定 報告書とりまとめ、自然エネルギー信州ネットにおける報告会の開催
24年4～8月	事業体の立ち上げ、市民出資等資金調達
24年8月～25年2月	自然エネルギー事業の実証開始 地域における自然エネルギーの自給を目指した防災まちづくりのビジョンの検討
25年3月	実証事業のレビュー、評価、普及モデルとしての事業スキームの再整理、自然エネルギーの自給を目指した環境・防災まちづくりビジョン (仮称) の作成、 報告書とりまとめ、自然エネルギー信州ネットにおける各地域への事業スキームの普及へ

3 事業の実施体制（会議体の構成）

団体名	所在地	団体の種類※	当事業における役割

※ 団体の種類欄には、NPO等、行政機関、企業等の別を記載してください。
 会議体の構成団体を全て記載することとし、団体の枠は適宜増やしてください。

4 期待される成果や事業の継続性

(1) 事業実施により期待される成果・波及効果

地域住民や企業等が参加する持続可能な自然エネルギーの普及モデルが実現する。この自然エネルギー事業の実施及び本事業を通じて作成される地域の自然エネルギーの自給を目指した、環境・防災まちづくりビジョン（仮称）を通じて、今後、当該地域における自然エネルギーの事業を拡大していく起爆剤とする。

また、自然エネルギー信州ネットで立ち上げられる各地の地域協議会を通じて、本モデル事業の成果を広く、発信、共有し、地域の協議会同志の連携・協働を促していくことで、〇地域で実証された事業モデルを広く普及していく。

自然エネルギー信州ネットでは、企業や大学の研究者も多く参加していることから、これらの地域での実証実験をもとに、自然エネルギーを供給する設備の開発も行い、各地で活用できるよう長野県内の企業で当該自然エネルギー供給設備を製造、販売していくことを促していく。

さらに、自然エネルギー信州ネットでは、長野県をはじめとした行政も参加していることから、この実証実験を通じて明らかにされた政策的課題を解決し、自然エネルギーを普及していくことのできる政策や制度の在り方についても提案を行っていく。

これらを通じて、長野県内各地においてエネルギーを自給できるコミュニティづくりを進めていく基盤づくりを実現することができる。

(2) 事業終了後の継続性・発展性

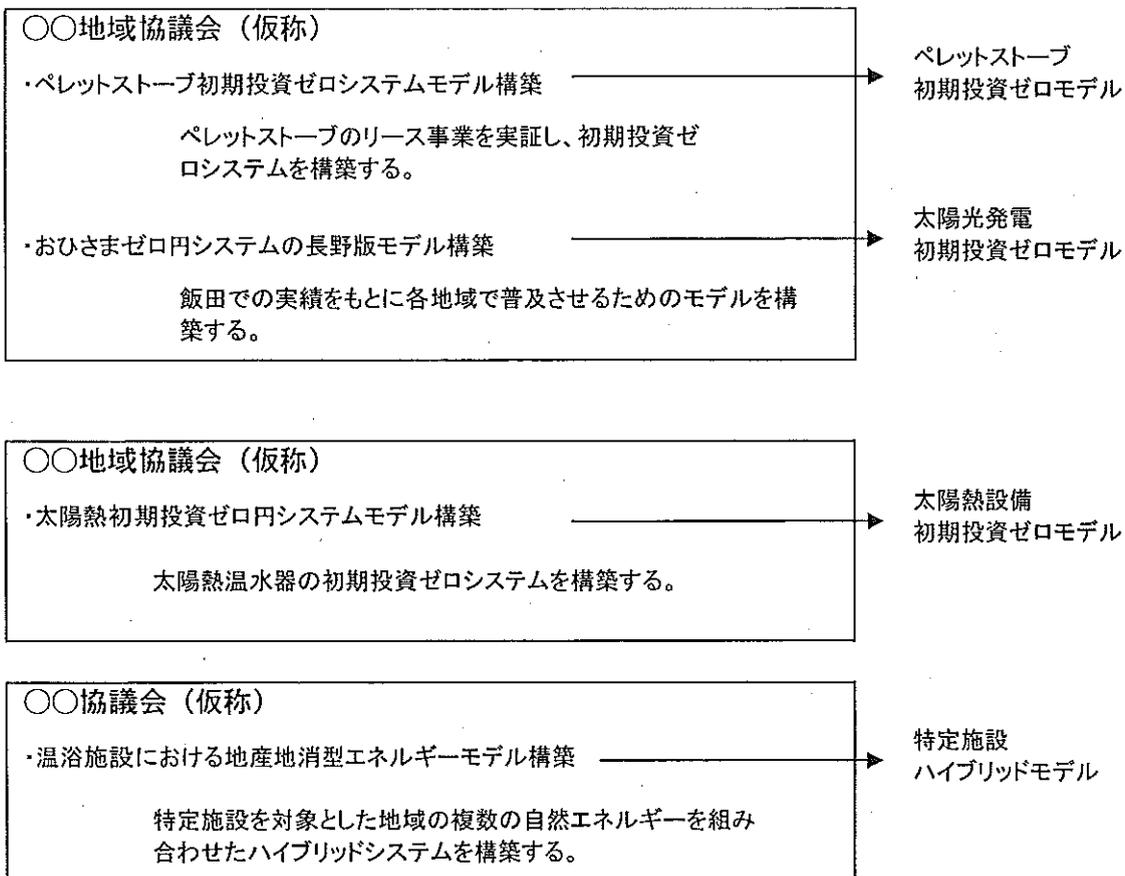
（事業終了後、本事業での取組みを継続するための方針等について記載してください。）

本会が設立運営を支援する地域協議会において、長野県下全域へと本事業の成果であるモデルプロジェクトを水平展開していくとともに、地域の特性に応じた発展モデルを展開していくことが可能である。また、本事業では、市民出資という資金調達手法も活用すること及び事業の採算性のとれるビジネスモデルの構築を模索することにより、経済的に自立した事業を推進することで、事業の持続性を実現する。また、地域においては、産官学民が参加する協議会で、地域の自然エネルギーの自給を目指した、環境・防災まちづくりビジョン（仮称）を作成することで、本事業で実施した自然エネルギー事業に限らない新たな自然エネルギーの取り組みの実践を促していくこととする。

事業概要書

事業提案者	自然エネルギー信州ネット
事業名	地域の環境特性に応じた自然エネルギー地産地消モデルプロジェクト

(事業の概念図等を用いるなど、事業内容を1枚にわかりやすくまとめてください。)



新しい公共の場づくりのためのモデル事業のテーマ提案

2011/8/19 自然エネルギー信州ネット 平成23年度第1回運営会議 資料

事業テーマ案	実施主体	協議の進捗	事業概要	事業費	その他
1 メガソーラーの下利用による堆肥化事業	・長野県 ・関係市町村 ・漁業組合 ボランティアグループ ・諏訪湖浄化推進「和限」NPO法人八ヶ岳福祉農園	これから各団体、行政に話を始める段階です。	浚渫地跡地におけるメガソーラーの下利用として、諏訪湖の水草、地域の刈り草処理として、漁協、ボランティア作業、県、各市町村から出た有機物を堆肥に変えて地域に返す循環型環境社会の構築を進める。	・メガソーラー事業費 ・堆肥ヤード費	今回はまだ事業として、固まっていますが、事業化を目指し進めていきます。
2 垂直軸型重層翼車風力発電装置の展示及び実証試験装置	実施主体 長野県日曜発明研究会28名・ブレイクスルー研究会9名 長野県日曜発明研究会は、昭和27年発足し現在は県内5支部である。 風力発電装置は上田支部を中心に活動しており、昨年上田市生活環境課と財政政策課と商工会指導員の方が来店され風力発電装置の説明と風力発電装置の無償提供による建設のための懇談会を行いました。 風況状態を確認して建設地域の選定中で、仮設地として上田市藤原田地区のブドウ園をお借りして垂直軸型風力発電装置の耐候、耐久試験と発電量の実証実験中です。	建設場所の選定、風力発電機種の選定、参加メンバーの募集、資金調達等検討中。	上田市近郊に風力発電環境条件にマッチした場所の選定を行い、目標とする発電(100w~1000w)を行い、発電電力の用途に沿った建設をする。 風力発電装置の建設場所は平均風速3~6mでの発電実験を行う予定なので広範囲の区域に設置できると考えられる。 建設場所 上田市半過川の駅道の駅付近と豊殿地区、塩田平地区等が考えられる。 使用目的 夜間の照明灯・緊急時の照明灯 新型風力発電装置を常設展示することで学習のための見学で観光コースとなる。	風力発電装置の風車翼と増速機と発電機筐体及び制御装置は竹花が期間中は無料で貸し出しをする。 自然エネルギー信州ネットの補助金で調達する。風車槽は県内の原木を加工使用する。 風車槽の原木購入費 10万円 原木の槽委託加工費 30万円 基礎工事の委託費 30万円 風力発電装置組み立てと解体工事(クレーン借用料2回分) 10万円 その他の費用 20万円 合計100万円	3.5kwの風力発電装置の開発を検討中です、これを、開発し建設稼働運転できれば、一般家庭一軒分の電力が賄え、しかも、電気自動車用の急速充電装置を設備することができる。 特許の風力発電装置を稼働運転展示で観光事業としての魅力が十分ある。
3 地域エネルギーの開発における地元事業者の参画モデル	協議体参加者(作成中) ・木島平村 ・長野県小水力利用推進協議会(北信地域連絡会) ・地元事業者(観光業、建設業、電気関係者、農業関係者) ・外部専門家(一般社団法人小水力開発支援協会など)	環境省の『平成20年度小水力発電の資源賦存量全国調査』および『平成21年度再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査』結果によると、長野県は1カ所あたり1,000kW未満の小水力発電所に関して全国第4位のポテンシャル(456MW)を有している。2007年に長野県小水力利用推進協議会を設立して普及活動を行ってきたが、広大な県域をカバーしなければならぬため、個別発電所の建設支援が充分に行えなかった。しかし、平成21年度可能性調査に採択された木島平村で100~200kWの発電所候補地が見出され、栄村村民からの要請で同村を調査したところ300kW程度の有力な候補地が見つかるなど、北信地域内で個別に支援・推進すべき立地がいくつも現れ、『平成22年度地域の小水力発電開発容量拡大事業』の中で北信地域連絡会を設け、長野県小水力利用推進協議会が今日までの運営事務を行っている。(作成中)	事業の便益が地域に及ぶためには、事業の主体が「地域コミュニティ」であり、事業の計画と意思決定に地域社会が参加する必要があります。本事業では、小水力発電を軸に地域エネルギーの開発を推進するため、関係団体が連携して、北信地域を中心に、スキルアップと人づくりを行うと同時に、全国団体や専門家などと連携し、再生可能エネルギーの普及を通じて、持続可能な地域社会の実現に寄与するものです。(作成中)	(作成中) 流量調査: 概略設計: 詳細設計:	
4 高冷地における野菜栽培用パイプハウスを太陽電池発電による温風管理(石化燃料からの切り替え)	太陽電池メーカー(例えば、キョーセラ、三菱電機、外国産太陽電池メーカー) 野菜栽培圃場(樹光変換光合成促進農法の実践農場 茅野市泉野または伊那市西箕輪) 温風機メーカー(例えば、アルディー、エコテック、クサカベ、長府製作所) 茅野市農政課 冬期の農作業生産額ゼロから、周年に亘り、農作業の恒常化と農業生産額の倍加 茅野市環境課 石化燃料のゼロ、CO2ゼロ化	50坪のパイプハウスで、5Kwの発電機が、必要と計算、すでにキョーセラと外国メーカーからは見積もりを入手している。	昨年末から本年3月まで、高地1100メートル、外気温(夜間平均-15℃)石化燃料使用による、野菜と種苗育成をして、ホーレンソウ及び薬草の育成に、技術取得をし、野菜も出荷し、薬草の苗は、6月に移植に成功した。 冬期のみ電力を使用、残り8ヶ月は、電力会社へ売電となり、最も有効的な、熱源確保と農業の再生化に貢献するプロジェクトである。 概要:5Kw太陽発電装置を設置し、夜間のパイプハウス内を8~12℃に保持して、通常の条件で、ホーレンソウとミニトマトを生産する。	太陽電池設置費用 5Kw 総額 700万円 温風装置費用と配管 総額 70万円 ハウス内計測装置 総額 50万円 人件費(2名)(3ヶ月) 総額 150万円 総額970万円	石化燃料ゼロへの道
5 諏訪湖の風景公害物体ヒシを地熱発酵エネルギー源として、冬期に野菜栽培を可能にする新しい農作法の実施	諏訪湖からヒシの採取(諏訪湖漁業協同組合) 諏訪合同庁舎環境部と農政部、下諏訪町環境部、諏訪市環境部 農業実施団体 農業法人(樹)光変換光合成促進農法	ヒシを採取後、地中に埋没する資材は、すでに入手している。	風景公害産物 沈水植物ヒシを、土中に埋没して、嫌気発酵により、発酵熱約60℃を利用して、畑地表面温度6~15℃を確保して、ホーレンソウを寒冷期に恒常的生産する新規な農法の開発	人件費 150万円 嫌気発酵菌の選択と購入 50万円 発酵袋の作製 40万円 炭酸ガス検知器 50万円 メタンガス警報器と検知器 70万円 顧問料 10万円 ヒシ採取と運送 50万円 総額420万円	当プロジェクトは、ヒシの公害廃棄物利用とヒシに含まれる、N(窒素)とP(リン)を農地に還元することを目的としている。

新しい公共の場づくりのためのモデル事業のテーマ提案

2011/8/19 自然エネルギー信州ネット 平成23年度第1回運営会議 資料

事業テーマ案	実施主体	協議の進捗	事業概要	事業費	その他 ※事務局追記
6 学校太陽光自立運転非常用電源装置			<p>現在、多くの学校で文科省補助金による耐震工事において10kW~20kWの太陽光発電を設置している。しかしながら、そのほとんどは東日本災害時において、系統連携時(商用電力が確保されている)以外機能しない構造となっている。また、仮に自立運転したとしても日中の太陽光発電のみで、夜間は使えない状況である。</p> <p>このテーマは市町村と協議済みではないが試験設置の内諾は得ている。</p> <p>事業概要 本事業は緊急災害時、学校で夜間の最低電力を確保しようとするものである。 ・基本プラン作成 ・学校太陽光自立運転非常用電源装置 ・非常用電源装置</p>	<p>1、研究会費 10回 300,000円 2、太陽光自立運転非常用電源装置 2,500,000円</p> <p>↓ およびはあり</p>	<p>本事業は学校太陽光発電は設置されているが形式的であり、本テーマにより公共の場で有意義に活用されるようになる。</p>
7 太陽熱0ソーラー事業 学校太陽光発電所0円設置			<p>現在、太陽熱はその変換効率が太陽光の4倍であり、価格は1/2以下であるにもかかわらず普及が停滞している状況である。</p> <p>この、普及促進を図るため太陽熱メーカー(サンジュニア 長野県須坂市)の協力を得て、0円設置の太陽熱普及を企画している。</p> <p>事業概要 本事業は太陽熱設備を0円で設置し、使った熱量を従量制で都市ガス単価の90%で請求するものです。 ・太陽熱設置費用0円 ・保守費用0円 ・お湯を大量に消費する物件に限る(現在、デイサービス施設) 年度内長野県100物件設置予定</p>		<p><問題点> 1、長期先行投資が必要であるので資金面での負担に限界がある。 2、採算上の都合により家庭までは普及できない。(お湯の消費量が少ない家庭がある。</p> <p><対策> 長期投資資金に関しては県民ファンドがあれば対応できる。 県民レベルでの普及(月間100セット)があれば4名家族以上であれば企業努力により0円設置が可能となる。 ※提案要項にある事業体の構築について具体化ください。</p>
8 温浴施設における地産地消型エネルギーシフトに向けた地域協働	<p>木崎湖自然エネルギーシフト協議会(仮称) 会員 木崎湖温泉開発株式会社(代表) 大北森林組合 木崎湖温泉観光協会 北アルプス・バイオマスを考える会 NPO地域づくり工房(事務局) オブザーバー 長野県北安曇地方事務所 大町市</p>	<p>木崎湖自然エネルギーシフト協議会(仮称)を発足させることで、関係者の同意を得ており、県及び大町市にオブザーバーとしての参画を依頼することとしている。</p>	<p>ゆーぶる木崎湖(プール及び入浴施設)をモデルに、農具川の有効落差を利用した小水力発電によるエコ給湯システムと、隣接する大北森林組合から提供される木質チップにNPO地域づくり工房が提供する粗製グリセリンを混ぜた燃料を使ったボイラーを、ハイブリット方式で利用することで、これまでの重油消費を限りなくゼロに近づける。</p> <p>※スケジュール 23年度8月~9月 地域協議会の立ち上げ 10月~2月 事業計画の検討、実証実験の準備 2月~3月 報告書のとりまとめ、市民出資のよびかけ開始</p>	<p>※資金調達 国・県などの補助制度、市の入湯税財源等を活用しつつ、温浴施設の利用者(住民及び観光客)を中心に投資を募り、広範な市民参加による事業の推進を図る。</p>	<p>例えば、温浴施設の重油依存から脱するプロジェクトを、地元のNPOや土地改良区、森林組合などと協議会方式で推進母体を設けて実施し、住民や観光客の出資を募り、入浴料サービスなどで還元するなどの仕組みをつくるようなイメージが考えられる。</p> <p>※提案要項にある事業体の構築について具体化ください。</p>
9 長野市における自然エネルギー地産地消モデルプロジェクト	<p>長野産エネルギー普及地域協議会(仮称) 長野森林組合/長野県環境保全協会/NPO法人CO2バンク推進機構/長野市温暖化防止活動推進センター/長野県長野地方事務所/長野市</p>	<p>構成員はイメージ。感触伺い程度 ペレット燃料のコンソーシアム組織を検討中なのでその動きとの連携のなかで進めることが考えられる。(コンソーシアムの設立は未定)</p>	<p>ペレットストーブをモニター用に購入。リース方式による初期投資ゼロの普及モデルを構築する。 カーボンオフセットやエコポイントなどを複合させたインセンティブを付与することにより新たな設置者層の掘り起こしを計ることを検討する。</p>	<p>1. ペレットストーブ 貸出し用 テルモロッシュ(本体価格約60万円)をモニター用に購入。使用料をモニター価格に設置し、設置先によるカーボンオフセット等のインセンティブ構築を検討する。</p>	<p>※提案要項にある事業体の構築について具体化ください。</p>

部門	部会テーマ案	部会での検討事項等	部会の構成員やメンバーのイメージ	その他
太陽光	1 技術部会 太陽光発電	研究、技術、製造、販売、施工、ビジネスモデル研究会 初年度は多様な考え方があるので、関係者をより多くの構成員を募集する。 ・細部に分かれる場合は研究会としそれぞれの関係者をまとめ、組織化する。 ・研究会単位で保有技術を整理し、数年の事業計画を検討する。 ・先行事例として現有技術において実行できる事業をスタートする。 次年度は事業計画を速やかに実行する。 ・実行する過程で新たな問題が発生するので、問題点を整理する。 ・可能な限り問題点を解決し、発展させる。	・現在の会員に呼びかけ、メンバーを集う。 ・このメンバーもしくは追加メンバーを随意募集し組織化する。 ・かなり多数のメンバーが参加する事が予想される。	・至急、部会リーダーを決定し、関係者を募集開始する必要がある。 ・太陽光発電の分野は普及拡大に加速度がつくので各専門分野との連携が不可欠である。
	2 太陽光発電	・現状(過去の実績評価:採算性等)のデータベース作成 ・将来に向けての課題把握 ・実施計画(個人・小集団:数人で取り組めるレベルにおとした計画)	・設置後のメンテナンスに関して情報交換したい ・抑制問題・機器の故障に関して	・個人(グループ)で実際に作業が出来る計画を作成したい。 ・信州の資源(太陽光)を個人レベルで活用する方法に関してのデータベース作成。
	3 信州型太陽光発電システム	①宅地跡などの遊休地活用による路地設置型太陽光発電システムの推進 ②夏至から冬至までの太陽位置変化に対応できるパネル仰角の可変可能な安価な架台の開発 ③夏季の直射日光によるパネル発熱に伴う発電効率低下防止対策 ④中古パネルや歩留り規格外品の活用などによる低コスト発電システムの開発	①太陽光パネル設置業者 ②実証実験参加会員 ③技術指導のできる県内研究機関	
	4 太陽光発電の普及 公益性のある施設への設置を補助金を活用して普及させる。 ・公民館・・・住民の利用頻度が高く再生可能エネルギーの啓発が期待できる。また、非常時の防災拠点として自立電源の確保が可能。余剰電力の売電で設置コストが回収できる程度に補助金があれば、普及が進むと考えます。 ・その他の公益性施設・・・公園、下水道処理施設、警察署など	・総合特区の可能性 ・負担のないゼロ円システムの検討		
太陽熱	5 技術部会 太陽熱	研究、技術、製造、販売、施工、ビジネスモデル研究会 初年度は多様な考え方があるので、関係者をより多くの構成員を募集する。 ・細部に分かれる場合は研究会としそれぞれの関係者をまとめ、組織化する。 ・研究会単位で保有技術を整理し、数年の事業計画を検討する。 ・先行事例として現有技術において実行できる事業をスタートする。 次年度は事業計画を速やかに実行する。 ・実行する過程で新たな問題が発生するので、問題点を整理する。 ・可能な限り問題点を解決し、発展させる。	・現在の会員に呼びかけ、メンバーを集う。 ・このメンバーもしくは追加メンバーを随意募集し組織化する。 ・少数メンバーになる事が予想される。	至急、部会リーダーを決定し、関係者を募集開始する必要がある。 太陽熱分野は太陽光発電の変換効率よりも4倍も効率がよく、安価であるので新エネとしての優位性はあるが、用途が限定されるので、太陽光発電の普及よりも遅れて進むと思われる。
バイオマス	6 バイオマス発電	・現状(過去の実績評価:採算性等)のデータベース作成 ・将来に向けての課題把握 ・実施計画(個人・小集団:数人で取り組めるレベルにおとした計画)	・プロ(例えばチップ製造・ストーブ製造)とアマ(山林の伐採木の処理に困っている)との混成	・個人(グループ)で実際に作業が出来る計画を作成したい。 ・信州の資源(木材)を効率よくエネルギー化する方法に関してのデータベース作成。
	7 バイオマス(薪・チップ)部会 地域資源エネルギーである薪・チップ材のフル活用	バイオマスエネルギーである薪の生産から流通から消費者までのネットワークと、情報共有や供給システムのための投資を市民ファンドにて行う。民間企業や地区で実施されている部分も含め県内外広域での構築を図る。また薪エネルギーの需要が見込まれる首都圏近郊への供給をも見越した検討を行う。	・原材料(薪)の所有者や施業組織や団体、薪生産団体、流通(ガソリンスタンド)システムを有する企業、薪による暖房等機器販売や製造メーカー、薪エネルギーを推進する企業(建築士工務店等)、市民(薪エネルギー依存者等)、エネルギー転換する企業 ・ガソリンスタンド展開する給湯は長野進出時は薪販売もしていた実績もあります。流通は他のエネルギー供給会社と組むこともありかと	薪・チップエネルギーの利用推進を目的とし、森林整備や林業再生等は切り離れた運営 ドイツ フライブルク市のようにチップによる地域給湯暖房 個別薪エネルギー暖房の組み合わせはできるのでは(大きなエネルギー需要先(企業)と周辺地域との組み合わせなど)
	8 バイオマスを使った発電・給湯・熱源の総合施設研究	技術面には疎く、素人の発想だが、長野県下には処理に困っている間伐材が多量にあることは周知の事実である。いまペレット状にして家庭用のストーブの燃料などに活用しているニュースは、よく目にする。それにとどまらず、積雪地にバイオマスを使った発電施設を作れば、地元で給電できるだけでなく、蒸気を再び温水に戻し、パイプを使って、周辺家庭に温水を供給する、あるいは近くの農業ハウスに熱を供給すれば、冬でも新鮮野菜や花卉栽培ができる。つまりバイオマス利用施設の多目的な活用だと思ふ。中山間地は、積雪地が多く、温水供給は快適な家庭生活に貢献し、また冬は休眠状態になる農業の機会の拡大などが期待できる。とくにこうした地域は、傾斜地が多いので、温水の供給の自然流化を利用できるので、エネルギーの節減を図れると思ふ。厳寒のオーストリアでもアルプス地方では、バイオマスの中小集中配湯施設が、随所にできている。	2011年8月4日信濃毎日新聞の第2社会面に、佐久の研究者らが木炭を作る熱で、発電するシステムを構築したという記事が載っていた。この関係者などは、技術的な知識にも習熟していて、上記のようなシステム構築にも、専門的なADVICEを頂ける可能性がある。	

部門	部会テーマ案	部会での検討事項等	部会の構成員やメンバーのイメージ	その他
バイオマス	9 循環型、再生可能型環境エネルギーの構築	長野県にあった循環型、再生可能型環境負過にならないエネルギーの検討	地域住民、知識経験者、環境事業者、関係行政各位	今長野県の問題として、森林再生があり、今回のエネルギー問題の一つとして、森林再生も含めた長野県型の循環型環境エネルギーを考えて行く必要があると思います。薪、チップ再生製品と共に、炭化によるエネルギー、温室効果ガス削減も考える必要があると思います。
	10 木質バイオマス地域のエネルギーとして森林資源の活用、とりあえずは薪の販売を考えています。その他、将来的には木炭、ペレット、木ガス、発電等々へと発展する事を夢見しています。	基本的には個人として、事業としてやって行きたいのですが、それだけの力はないと思います。行政からの支援については、制約を受けずに協力して頂けるのなら嬉しいのですが、いずれにせよ、まだ具体的に動き出してはいませんので。	千曲市の中で興味のある方々。森林整備、ストーブ屋さん、山仕事、炭焼きなどに関連し、将来の暮らしやエネルギーについて何かやりたい、やっている人達。	ピントが外れているかもしれませんが、提出させていただきます。
	11 長野県内に導入されている、バイオマスボイラーの調査を行い、これからの県内への導入を促進する。	○県内で使用されているボイラーの調査 1.どこに(所在地・会社名・施設名) 2.ボイラーの種類 3.使用ペレットの種類 4.導入の目的・理由 5.問題点 ○ペレット製造メーカーの調査 種類・形状等 ○バイオマスボイラーのメーカーの調査 種類・能力等 県内に納入されている場所等	各ブロックに、バイオマスボイラーの興味関心を持つ方々に手をあげていただき、協力していただく。	この資料をもとに、「バイオマスボイラー友の会」を発足させ、会報を作りボイラーの導入を促進させる。
	12 バイオマスの有効活用について	木や竹を昔のように日常生活の中で、自然に当たり前に沢山使っていました。世界の中でも日本だけが化石燃料に片寄り過ぎている事を反省しましょう。	1.各自治体の農林関係職員の絶対参加 2.省エネ機器メーカー	県の森林税環境税を市民利用と還元をすべきです。現況で取られるなら、反対します。(県民多数の声)
風力	13 地球上の再生自然エネルギーにおける風力発電は必要不可欠であり、開発可能性及び、市場性は特に大きなものがあります。	長野県における風力発電の現況と今後の風力発電情報及び発電計画	風力発電に興味のある方の参加	小水力発電装置の開発
	14 風力部会	1)風力エネルギーの利用促進 2)経済的、効率的な設置についての研究 3)他のエネルギーとの併用について	団体、企業、個人、自治体等。	
小水力	15 小水力発電	・現状(過去の実績評価:採算性等)のデータベース作成 ・将来に向けての課題把握 ・実施計画(個人・小集団:数人で取り組めるレベルにおとした計画)	プロ(例えば水力発電装置開発・実施経験者)とアマ(水路を持ち、活用を模索している)との混成	個人(グループ)で実際に作業が出来る計画を作成したい。信州の資源(水力)を効率よくエネルギー化する方法に関してのデータベース作成。
	16 小水力発電	コンクリート製水路等の上縁に発電装置本体を置き、半円形で先端に行くほど、その中を狭めた水受板のみ流水中に入れ、これを軸楕円軌道をとり前後連動をさせ、この動作で発電機を回転させ発電する小水力発電装置。 家の横の幅35cm水深25cm水深20cmのコンクリート製水路に発電装置を10台~15台程度直列配置して作動に問題ないか実証試験終了後に休耕田に木製水路を設計設置し、これに多数の小水力発電装置をのせて発電したいと考えております。	1.河川でなく休耕田に発電装置を設置することを考えた場合、市民行政 2.木製水路を作製する場合――その事業者 3.効率よく発電する発電機の開発――その事業者 4.蓄電器の開発――その事業者 5.河川法、水利権等の既存の制度や制約を超える取組み 6.送電発電に関すること	4年程前から趣味として試作試験を実施して参りましたが、本格的に研究することになれば、補助金等もお考えいただきたいと思っています。
	17 小水力発電専門部会 長野県における再生可能エネルギー活用事例集の製作 (各エネルギー種別部会毎に製作しひとつにまとめる) 新規発電設備設置計画者に対して助言・助勢(人的活用)	①太陽光発電・風力発電・小水力発電・木質バイオマス発電・地下熱利用・太陽熱・導入事例リストの製作。 ②導入事例(導入の検討資料となる内容) ・導入までの(フロー・導入条件・導入後の課題 ・概要事業主体・設備概要・運転管理状況の把握 ③導入計画者の支援 ・導入に当たってのアドバイス(現地調査)専門分野の人間[技術・環境・経営] ④売電に伴う助言・提案 ・系統連係に伴う[低圧配電線]連係の長野県の標準化 ・具体的技術協議事項に対する対策(低コスト化・ランニングコスト低減の検討)	市民、企業(地元専門業者・メーカー)、行政、地域協議会代表者、電力会社 学識経験者(アドバイザー)	連係に関して、小水力設備設置者に過剰な設備の設置を要求しているが、簡略できないか検討する。
18 小水力発電、事業計画	調査、設計、施工、運営	事業者、学識経験者、行政機関、市民、金融機関	ソフト、ハードなどの補助金	
地中熱・熱利用	19 地中熱部会	1)地中熱利用システムの普及促進 2)経済的な設置費用の研究 3)有効な利用範囲の拡大	団体、企業、個人、自治体等、感心のある方。	
	20 冷暖房熱利用とインフラ	・熱利用の可能性について多角的な視点での検討が出来ると思います。 ・ごみ焼却等の排熱を輸送車に蓄熱し、施設や各家庭に熱宅配するシステムは可能か? ・地域暖房で熱配管のネットワークを可能にするには? ・地中熱、温泉排熱の利用促進 ・雪氷熱利用の可能性(多雪地域→近郊温暖地域での利用)	・株式会社神鋼環境ソリューション 総務部(電話:078-232-8018) ・高効率蓄熱輸送システム「サーモウェイ」開発者 ・冷暖房設備業者(長野県内) ・新潟に雪氷利用住宅研究会なるものがあるようです。	

部門	部会テーマ案	部会での検討事項等	部会の構成員やメンバーのイメージ	その他	
地中熱・熱利用	21 地熱発電推進	その部会での検討事項等:地熱発電への理解(勉強会)、課題と対策、実現への道筋等	部会の構成員・メンバーについてのイメージ:長野県、松本市、環境省等、中部電力、基本技術保有企業(富士電機、東芝、三菱重工のいずれか)、松本商工会議所(関連企業)、地元、個人	世界では日本企業の独壇場(3社で世界の70%)でありながら、世界3位の資源量を保有する日本国内への導入が遅れており、コストや規制面でのハードルは高いが、長期的なアプローチで実現していく必要があります。長野県は、全県に資源があります。	
	22 地下熱(地下水)利用の推進	基礎松本の豊富な地下水の温度を利用した冷暖房エネルギーとしての活用、モデル建物の実現	井戸技術保有企業(サクセン)、松本市、信州大、松本商工会議所、地元関連業者、地元、個人	地下水資源は、世界的に過剰利用となっており、水が豊富な安曇野市でさえ、その徴候がみられる。地下水で言えば、豊富な地下水を抱える松本市の限定モデルと考える。(地下熱そのもので考えれば、どこでも可能となるが、熱交換効率の良い地下水利用が有利と考える。)	
産業	23 産業部会	・技術部会(太陽光発電、太陽熱、小水力、バイオマス・ペレット、温泉熱、地熱、風力) ・個々に産業として分析し、県内での産業としての可能性について検討する。 ・初年度は個々の現状分析と関連産業の調査。 ・次年度は具体的な事業立案を企画し、実行に移す。	現在の会員に呼びかけ、メンバーを集う。 このメンバーもしくは追加メンバーを随意募集し組織化する。 少数メンバーになる事が予想される。	・至急、部会リーダーを決定し、関係者を募集開始する必要がある。	
普及	24 初期投資ゼロによる自然エネルギー普及事業	・自然エネルギーの普及を阻む主要な要因は、多額の初期投資の負担である。長野県内の先進事例の経験を生かしながら、初期投資の負担を緩和し、自然エネルギー供給設備設置により得られるメリット、価値を通じて、投資回収を行う。全県レベルの普及の仕組みづくりについて検討を行う。 ・当面は、全県レベルで普及可能性の高い太陽光・太陽熱、薪・ペレットストーブについてのゼロ円システムを検討対象とし、具体的な効果的な事業形態、ビジネス収支モデル、資金調達手法の検討等を行う。	県内でゼロ円システム導入に関心のある地域団体、地域協議会、太陽光・太陽熱等の自然エネルギー供給設備の製造、販売、施工事業者、金融機関、自然エネルギーの市民出資等の知見、経験のある団体等		
	25 「地域特性を生かしたエネルギーの地産地消の研究」	・地域の特性を生かした自然エネルギーの地産地消の研究 ・地域特性と自然エネルギー活用の可能性研究 ・地域の研究者、市民や行政関係者などの意見の集約	・地域の自然エネルギーの研究者や市民 ・地域の行政関係者や事業者 ・学識研究者や金融機関	・ブレイクスルー研究会(上田市)は、CO2削減を切り口にスタートした勉強会の仲間である。身近なところでのCO2削減のPRなどを行ってきた。 ・狭い部分的な範囲での話し合いなどを行ってきたが、地域という観点での経験がない。 ・これを機会に地域でどのような自然エネルギーの可能性があるか研究したい。	
研究	26 自然エネルギー先進国での事業化モデルと日本導入における克服すべき課題	・事業を支える組織と役割・お金の流れ・製品の生産と供給・地域に必要なエネルギー量の評価と安定供給のためのシステム	・県担当者・自然エネルギー関連NPO・事務局・電力会社・自然エネルギー関連学識経験者・長野県経営者協会		
ファンド	27 信州版 グリーン電力ファンド事業	・現行の制度下では、電気の購入の種類を消費者は選択できないが、自然エネルギーによる電気を積極的に購入したいという消費者も増えている。 ・北海道では、民間団体によるグリーンファンド事業(電気料金に上乗せして電気使用量に応じた一定額を自然エネルギー事業の寄付する仕組み)が実施されている。 ・長野県において消費者の選択によるグリーン電力ファンド(消費者版グリーン電力料金)の仕組みについて検討を行う。具体的には、長野県におけるグリーン電力ファンドのスキーム(グリーン電力料金の設定手法、グリーン電力料金の集金手法、グリーン電力ファンドの運営の在り方、消費者に対するインセンティブ方策等)について検討を行った上で、具体的な実施体制について、関係機関と調整を行う。	グリーン電力ファンドに関心のある団体・者、基金運営に知見のある団体、者等		
全体	28	○技術部会(太陽光発電、太陽熱、小水力、バイオマス・ペレット、温泉熱、地熱、風力) ○ファンド部会(市民ファンド、県民ファンド) ○普及広報部会(地域協議会レベル、市町村レベル、県レベル) ○地域協議会部会(地域協議会からの要望事項、体制の整備) ○産業部会(新エネの産業としての可能性、自社への導入検討、地域協議会との拘わり) ○行政部会(市町村としての新エネ取組及び地域協議会との拘わり)	各部会における研究、調査、報告、検討、集約 初年度は多様な考え方があるので、関係者をより多くの構成員を募集する。 ・細部に分かれる場合は研究会としそれぞれの関係者をまとめ、組織化する。 ・研究会単位で保有技術を整理し、数年の事業計画を検討する。 ・先行事例として現有技術において実行できる事業をスタートする。 次年度は事業計画を速やかに実行する。 ・実行する過程で新たな問題が発生するので、問題点を整理する。 ・可能な限り問題点を解決し、発展させる。	・それぞれの部会が専門性を保有しているので全体をひとつに取りまとめる事は非常に難しい。 ・ただし、これらを取りまとめる事ができれば世界にも例のない組織として評価され先例となる。 ・これを実行するには自然環境に恵まれた長野県中心部で学校の廃校跡地などが拠点となれば理想ではあるが?	・至急、部会リーダーを決定し、関係者を募集開始する必要がある。 ・ただし、専門部会が動き始めると構成メンバーとして企業が多いのでスピードが増し、地域協議会形成のスピードとのマッチングが疑問視される。

部門	部会テーマ案	部会での検討事項等	部会の構成員やメンバーのイメージ	その他
	29 エネルギー長期基本計画検討	目先にとらわれない将来のあるべき姿の議論、長期的な基本計画策定、実現の過程の検討等	有識者、個人、エネルギー関連企業	2030年、2050年をイメージした話です。個々の事業が動き出すと、運営とか採算とか、当面する部分に目がいかってしまいがちですので、目先にとらわれず、長期的な視点とグローバルな視点で、我々は何のために行動するのが、どこに行くのか等を議論し、長期的な基本計画という形でまとめていくことが必要と考えます。
その他	30 スマートタウン(モデルコミュニティ)	スマートグリッドへの理解、構想立案、実現への道筋	長野県、松本市、エネルギー供給事業者(中部電力、松本ガス等)、基本技術保有企業(富士電機等)、松本商工会議所(協力企業、関係企業)、個人	地下水が豊富に利用できる松本市でイメージしていますが、県内それぞれの地域の特性を利用したモデルコミュニティづくりが可能と考えます。 たとえば、温泉熱利用、工場の排熱利用、風力利用、小水力利用等々
	31 テーマ:コミュニケーション 概要:対象間のコミュニケーションをとること自体、コミュニケーションツールの制作・開発 ・県民と信州ネット ・信州ネット内部 ・県民に対して広く一般的な普及、啓発	・情報の共有方法 ・専門的なことをわかりやすく伝える方法 ・気づきや意識を高めるための方法 ・汎用的あるいは専門的なコミュニケーションツールの制作・開発	・環境教育やコミュニケーションに関わりを持ってきた人 ・一般市民(コミュニケーションの受け手として)	
	32 自然エネルギー信州ネットの広報戦略	・ホームページのデザイン(カッコよく、スマートに) ・地域協議会との連携や各種学習会、イベントの広報の仕方 ・ブログ、協賛企業、フェイスブック、ツイッターとの連動で多くの共感や支援を得られるプラットフォームづくり。	・ながプロスタッフ ・長野県内の高校でウェブデザインをされている方 ・各部会の代表者	なにを伝えるかは重要ですが、どのように伝えるかによって認知度、広がりが出ると思います。そのためのクリエイティブな表現ツールがたくさんあると思います。

「総合特区制度」について

内閣官房 地域活性化統合事務局
内閣府 地域活性化推進室

「総合特区制度」の概要

総合特区制度

=

新成長戦略を実現するための政策課題解決の突破口

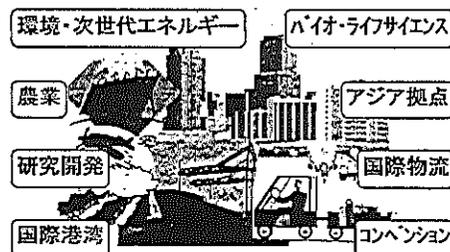
先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集約

- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的(規制・制度の特例、税制・財政・金融措置)に支援
- 総合特区ごとに設置される「国と地方の協議会」で国と地域の協働プロジェクトとして推進

2つのパターンの「総合特区」

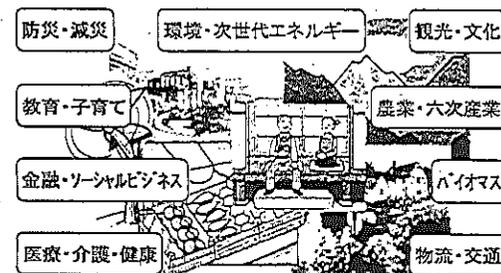
①国際戦略総合特区

我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化



②地域活性化総合特区

地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上



特例措置・支援措置

(1)規制・制度の特例措置

※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

- 全国的な展開に踏み切れない規制の特例も、自己責任の下、区域限定で実施
⇒ ライフイノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口

- 個別の法令等の特例措置に加え、地方公共団体の事務に関し、政省令で定めている事項を条例で定められることとする
⇒ 地域主権改革を加速する突破口

(2)税制上の支援措置

①国際戦略総合特区

- 国際競争力強化のための法人税の軽減
(投資税額控除、特別償却、所得控除より選択)
⇒ 国際競争力ある産業・機能集積拠点整備

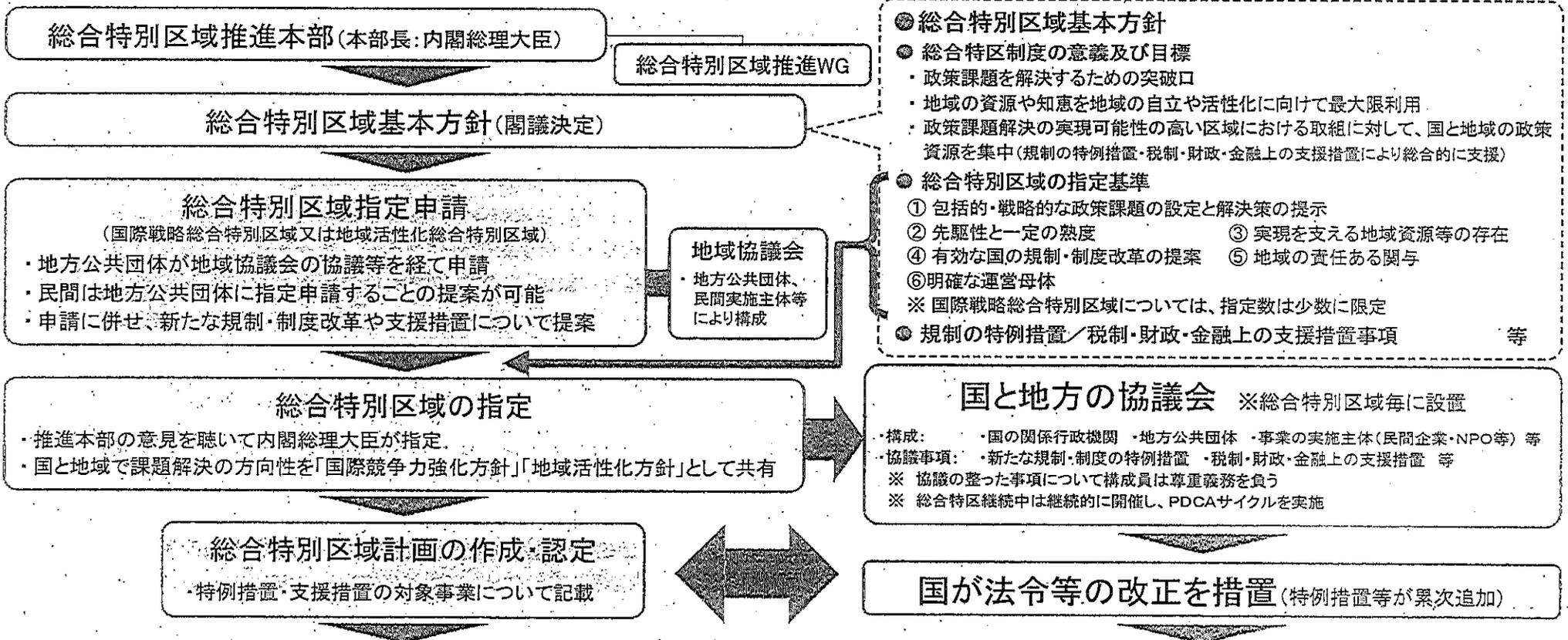
②地域活性化総合特区

- 地域戦略を担う事業者に対する個人出資に係る所得控除
⇒ 地域の志のある資金を「新しい公共」へ結集

(3) 財政上の支援措置: 関係府省の予算を重点的に活用。総合特区推進調整費により機動的に補完(H23予算: 151億円)

(4) 金融上の支援措置: 利子補給制度(0.7%以内、5年間)の創設(H23予算: 1.5億円)

総合特別区域法のスキーム



- **総合特別区域基本方針**
- **総合特区制度の意義及び目標**
 - 政策課題を解決するための突破口
 - 地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限利用
 - 政策課題解決の実現可能性の高い区域における取組に対して、国と地域の政策資源を集中(規制の特例措置・税制・財政・金融上の支援措置により総合的に支援)
- **総合特別区域の指定基準**
 - ① 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示
 - ② 先駆性と一定の熟度
 - ③ 実現を支える地域資源等の存在
 - ④ 有効な国の規制・制度改革の提案
 - ⑤ 地域の責任ある関与
 - ⑥ 明確な運営母体

※ 国際戦略総合特別区域については、指定数は少数に限定
- **規制の特例措置/税制・財政・金融上の支援措置事項** 等

- **特例措置・支援措置** ※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加
- (1) **規制・制度の特例**
 - ① 個別法・政省令等の特例 (例) 建築基準法の特例、通訳案内士法の特例等
 - ② 地方公共団体事務について政省令で定める事項の条例委任の特例
 - (2) **税制上の特例**
 - ① 国際戦略総合特区: 国際競争力ある産業拠点整備のための法人税の軽減
 - ② 地域活性化総合特区: 地域戦略を担う事業者に対する個人出資に係る所得控除
 - (3) **財政上の支援**
 - 総合特区に関する計画の実施を支援するため、各府省庁の予算制度を重点的に活用
 - 総合特区推進調整費により、なお不足する部分を機動的に補完(H23年度予算: 151億円)
 - (4) **金融上の支援**
 - 総合特区に関する計画に係る事業を実施する者が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、総合特区支援利子補給金を支給(H23年度予算: 1.5億円)

※予算額は平成23年度予算計上額

総合特区制度における規制の特例措置等

【地域の提案を踏まえた規制の特例措置等の追加】

- 総合特区法施行後、総合特区の指定申請に伴う地域からの提案等に基づき国と地方の協議会での議論を経て措置することとされた特例事項については、規制の根拠等に応じて法令等の改正を行い、特例措置が累次追加される。

1. 法律で規定している規制の特例措置等

- 法律で規定している規制の特例措置は、総合特区法において規定。
- 当初より活用可能な特別措置として、以下の10項目の規制の特例措置等を規定。

(1) 国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区共通の特例措置等

- ① 通訳案内士以外の者による有償ガイドの特例(通訳案内士法の特例)
- ② 工業地域等における用途規制の緩和(建築基準法の特例)
- ③ 特別用途地区内における用途制限の緩和(建築基準法の特例)
- ④ 財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例(補助金適正化法の特例)
- ⑤ 工場等の高度化事業の市町村経由での実施(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

(2) 国際戦略総合特区のみの特例措置

- ⑥ 工場立地に係る緑地規制の特例(工場立地法及び企業立地促進法の特例)

(3) 地域活性化総合特区のみの特例措置

- ⑦ 従属発電の水利使用許可手続の簡素化・迅速化に関する特例(河川法及び電気事業法の特例)
- ⑧ 特定酒類の製造事業・⑨ 特産酒類の製造事業(酒税法の特例)
- ⑩ PFI方式を活用した民間事業者による特別養護老人ホーム設置(老人福祉法の特例)

2. 政省令で規定している規制の特例措置

- 政令については総合特区法施行令、省令については総合特区法施行規則(内閣府と規制所管省庁の共同省令)で対応。

3. 地方公共団体事務に関して政省令で規定する事項の条例委任の特例

- 地方公共団体の事務に関し、法律に基づき、政令又は省令で規定することとされている事項のうち、総合特区法施行令又は施行規則で定めるものについては、当該事項の特例措置を条例で定めることができることとする。(特例追加の法改正不要)

総合特区に係る税制改正の概要

1 国際戦略総合特区(法人税)

～下記の措置の選択適用～

○ 投資税額控除または特別償却

総合特区内で当該特区の戦略に合致する事業の用に供する機械、建物等を取得してその事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除ができる制度を創設。

- 特別償却の割合:取得価額の50%(建物等25%)
- 税額控除の割合:取得価額の15%(建物等8%)
- 控除限度超過額の繰り越し:1年間
- 事業者の指定及び設備等取得の期限:平成26年3月31日まで

○ 所得控除

専ら、総合特区で適用される規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う法人について、当該事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度を創設。

- 適用期限:事業者の指定の日から5年間
- 事業者の指定の期限:平成26年3月31日まで
- 国際戦略総合特区の指定数は、少数に厳しく限定。
- 地方公共団体も事業を実施する者の経済的負担を軽減するための措置(地方税の減免、補助金の交付等)を行う。

2 地域活性化総合特区(所得税)

○ 出資に係る所得控除

社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除できる制度を創設。

- 総合特区で指定後3年以内の企業が対象(指定の期限:平成26年3月31日まで)。
- 前年の売上高に占める営業利益が2%以下の企業が対象。

総合特区に関連する予算措置の概要

総合特区推進調整費(151億円)

○ 概要

- ・ 地域の戦略・提案に基づく総合特区に関する計画の実現を支援するため、各省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完。
- ・ 地域の主体的取り組みを支援する観点から、目未定の経費として予算計上した上で、執行段階において、地域からの提案を踏まえて使途を確定し、関係府省に移し替えて執行。

○ 使途

- (1) 指定を受けた総合特区に関し、各府省において、提案された規制・制度改革の検討を行う場合
- (2) 認定された総合特別区域計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間(最長3年間)機動的に補完する場合
 - ① 各省の予算制度における要件を満たす場合 ⇒ 当該予算制度のルールを適用
 - ② 規制・制度改革を基軸として国際競争力強化・地域活性化の実現を図る当該総合特区の計画の趣旨に基づき、各省予算制度を拡充する場合
 - ⇒ 補助率等は、現行の各府省の補助制度の補助率等を適用
 - ⇒ 各府省の所管する関連施策の体系に著しい影響を与える等の理由で、総合特区推進WGにおいて不適切と判断される場合を除く

○ 調整費による支援額の上限

- ①国際戦略総合特区 20億円/計画・年 ②地域活性化総合特区 5億円/計画・年

総合特区支援利子補給金(1.5億円)

○ 概要

- ・ 産業の国際競争力の強化(国際戦略総合特区)や地域の活性化(地域活性化総合特区)に資する事業に必要な資金の金融機関からの借入れに対して、当該金融機関が地域協議会の構成員であって、当該事業について認定を受けた総合特別区域計画に定められている場合、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援。

○利子補給対象融資予定額 : 約700億円

○利子補給金の支給期間 : 金融機関が総合特区に関する計画に基づく事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間

○利子補給率 : 0.7%以内

総合特区が実現するまでのプロセス

総合特区指定に向けたプロセス

地域における「地域協議会」の設置

民間企業

民間団体

NPO

都道府県・市町村

● 規制・制度改革、支援措置の提案書

● 総合特区の指定申請書

総合特区受付窓口 (地域活性化統合事務局)

総合特区の指定

(総合特区推進本部の意見に基づき内閣総理大臣が指定)

総合特区の「推進方針(国際競争力強化方針・地域活性化方針)」の策定
(国と地方で方向性を共有)

「国と地方の協議会」の設置

(総合特区ごとに設置し、提案を踏まえた規制の特例措置等について協議)

都道府県・市町村

民間実施主体
(企業・NPO等)

関係省庁

内閣府

協議会で合意でき次第
累次特例措置を追加

規制の特例措置等の制度化

● 法律事項に係る措置
総合特区法の改正案として
国会審議を経て制度化

● 政省令等に係る措置
政令、省令等の整備により
随時制度化

● 総合特区計画の作成・認定
・規制の特例措置等を活用した事業の内容を規定
(規制の特例措置が追加的に実現した場合は認定計画の変更)

規制の特例措置等を活用した事業の実施

○ 未実現の特例措置等に関する協議
○ PDCAサイクルを実施
のため、継続的に設置

① 総合特区に向けた「地域協議会」の組織

② 総合特区の指定申請
規制・制度改革の提案

③ 総合特区の指定
「推進方針」の共有

④ 「国と地方の協議会」
の設置・開催

⑤ 特例措置の制度化と
活用

総合特区指定後のプロセス

- 指定申請の受付は、原則として通年実施
- 毎年3月末までに受理した指定申請は7月末まで、9月末までに受理したものは翌年1月末までに指定(平成23年度は別途検討)
- 総合特区の指定にあたっては、指定が恣意的にならないよう、指定審査過程の透明性を確保
- 指定基準に照らし、取組の分野に応じた有識者の意見も踏まえつつ、客観的な評価を実施

地域協議会

民間企業

民間団体

NPO

都道府県・
市町村

地方公共団体(単独又は共同・民間との連名も可)

※原則、地域協議会の議を経て申請

添付資料

- 関係地方公共団体の意見の概要
- 地域協議会における協議の概要 等

参考資料

- 提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧
- 事業ごとの支援措置の要望の一覧

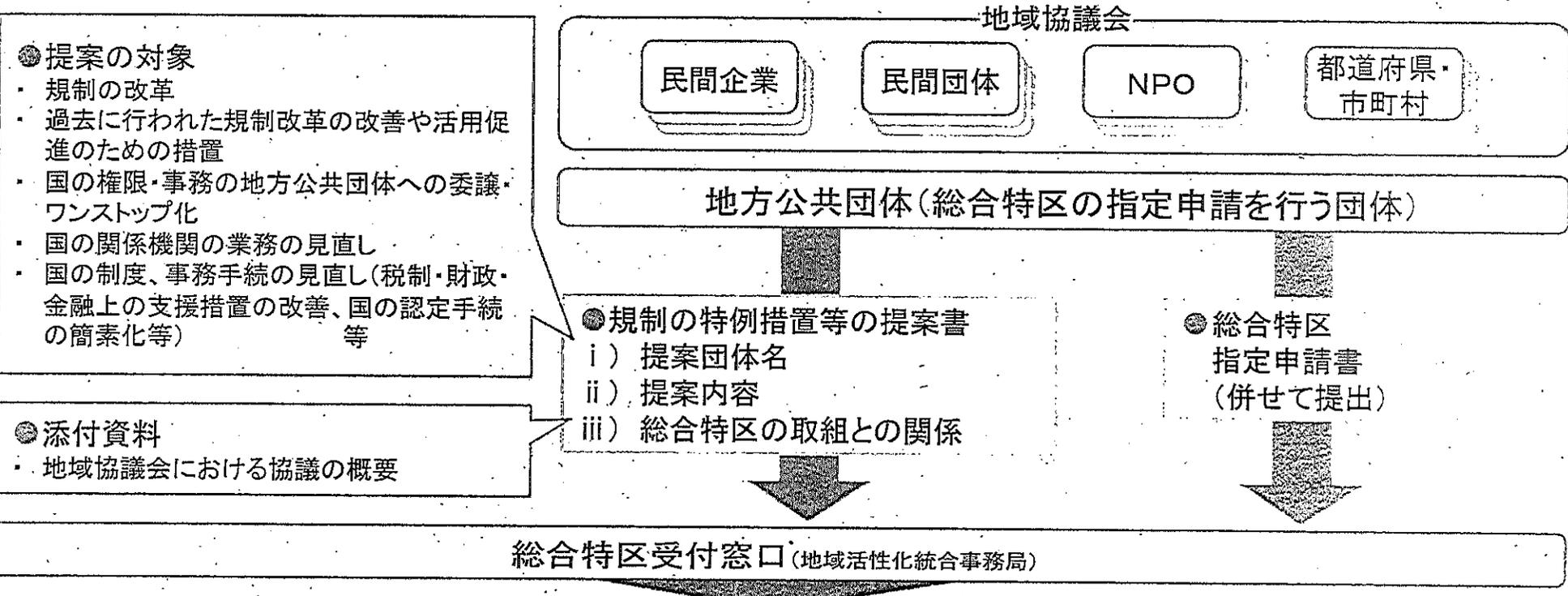
- 規制の特例措置等の提案書(併せて提出)

総合特区指定申請書

- i) 指定申請に係る区域の範囲
 - ア) 総合特区として見込む区域の範囲
 - イ) ア)の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域(必要に応じ)
 - ウ) 区域設定の根拠
- ii) 産業の国際競争力の強化/地域の活性化に関する目標・取り組むべき政策課題
 - ア) 総合特区により実現を図る目標
 - イ) 包括的・戦略的な政策課題と解決策
 - ウ) 取組の実現を支える地域資源等の概要
- iii) 目標を達成するために実施・促進しようとする事業の内容
 - ア) 行おうとする事業の内容
 - イ) 地域の責任ある関与の概要
 - ウ) 事業全体の概ねのスケジュール

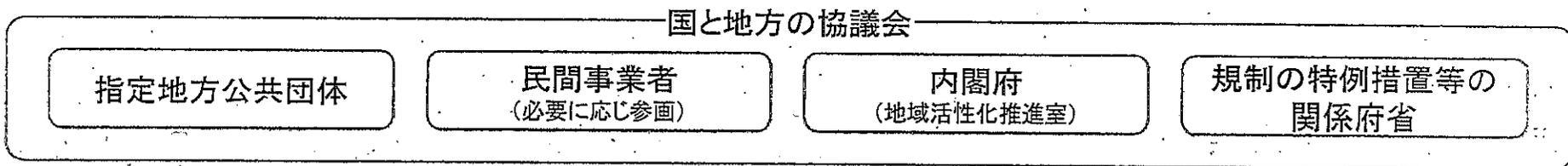
総合特区受付窓口(地域活性化統合事務局)

- ・ 指定申請書に併せ、提案書を提出
- ・ 許認可等による具体的な制限のみでなく、広く、経済的、社会的活動一般に関して何らかの事項を規律するもの全てを対象
- ・ 必要となる施策体系が存在しない場合、そのような新しい施策体系の導入に係る提案も対象
- ・ 総合特区に指定された場合、「国と地方の協議会」における協議の対象となる



- 提案の対象
 - ・ 規制の改革
 - ・ 過去に行われた規制改革の改善や活用促進のための措置
 - ・ 国の権限・事務の地方公共団体への委譲・ワンストップ化
 - ・ 国の関係機関の業務の見直し
 - ・ 国の制度、事務手続の見直し(税制・財政・金融上の支援措置の改善、国の認定手続の簡素化等) 等
- 添付資料
 - ・ 地域協議会における協議の概要

総合特区として指定された場合、「国と地方の協議会」において、指定申請時の提案書に基づき協議を実施



第一号基準(基本方針に適合)

i) 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること

- 単に国の支援措置のみを求めるものではなく、国と地域で共有し、協働プロジェクトとして推進することができる包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示がなされていること、
- 提示されている解決策が政策課題の解決に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること

ii) 先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること

- 政策課題の解決に有効なものとして、同様の政策課題の解決を図る国内の他の取組に比して先駆的と認められる取組が提示されていること
- 関係者の合意形成が整い事業実施段階にある等、熟度が高く、実現可能性が高いものと認められること

iii) 実現を支える地域資源等が存在すること

- 地域の歴史や文化、地理的条件、社会資本や技術の存在、産業や担い手の集積等の地域資源の特性を踏まえた取組や事業が提示されていること

iv) 有効な国の規制・制度改革の提案があること

- 国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案がなされていること
- 提案の内容が政策課題の解決策として提示された内容に合致していること

v) 地域の責任ある関与があること

- 地域の自発性、自立性、主体性を重視する観点から、地域の関与が示されていること
例) ①地域独自の税制・財政・金融上の支援措置 ②地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定 ③地方公共団体等における体制の強化 等
- 指定申請書に示されている目標に対する評価が適切に実施されることが明らかであること
※評価については、地方公共団体による自己評価のみではなく、地域協議会における協議や地域住民の参加等、より客観的な評価手続を明記していることが望ましい。

vi) 運営母体が明確であること

- 運営母体として、法に基づく地域協議会が組織され、一定の活動実績を有すること
※活動実績としては、法に基づく組織として位置付けられる以前のものも含め、総合的に判断する。
※規制の特例措置を活用した事業の実施にあたり、利害関係を有する団体も、地域協議会の構成員となっていることが望ましい。

第二号基準

(事業の実施が我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる)

国際戦略総合特区: 目標の達成が、産業の国際競争力の強化に寄与すること

地域活性化総合特区: 目標の達成が、地域の活性化に寄与すること

※事業の実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものと認められるかを総合的に勘案

総合特区計画の認定

最初の認定から
1年を経過した時点の
年度末までに実施
(以降、原則毎年実施)

総合特区の評価
(個々の総合特区に関する評価)

- ・指定地方公共団体及び事業実施主体が自ら行うことが原則
- ・指定地方公共団体が評価結果を評価書として取りまとめることを基本
- ・評価書の取りまとめに際しては、地域協議会を活用して行う

規制の特例措置等の評価

- ・評価書等を踏まえ、当該規制の特例措置等の所管省庁が行うことを基本
- ・複数の省庁にまたがる規制の特例措置等の評価については、内閣府が関係府省と協力して実施

国と地方の協議会による調査審議

総合特区評価・調査検討会(有識者により構成)において意見を聴取

総合特区推進WGへの報告

●地域協議会の目的

- ・ 総合特区を活用する事業の多くは、地方公共団体と民間実施主体が連携して実施
- ・ 真に国際競争力の強化や地域の活性化につながる取組を行うに当たっては、取組の主体である地方公共団体と民間実施主体が、明確な役割分担の下に連携し、一体となって推進できる体制が整っていることが重要
- ・ 地域の関係団体や利害関係者が一体となった推進体制を確立することを目的として、地域協議会を組織するもの

●総合特区の指定申請にあたっての役割

- ・ 指定申請書の内容に関する協議
 - ・ 総合特区として実施する事業に関する協議
 - ・ 提案する規制の特例措置等に関する協議
- 等

●総合特区指定後の役割

- ・ 国と地方の協議会における協議への対応
 - ・ 総合特区計画の作成・変更
 - ・ 事業実施に際しての関係機関の間の調整
 - ・ 総合特区の取組の評価と評価結果の報告
 - ・ 取組を通じた新たな規制の特例措置等の提案
- 等

●地域協議会の構成員（既存の組織がある場合は最大限活用）

指定申請する
地方公共団体

規制の特例措置等を利用して
事業を行う主体

金融機関
（総合特区支援利子補給金の
活用を考えている場合）

総合特区計画及びその実施に
関し密接な関係を有する者
（必要に応じ参画）

●「密接な関係を有する者」の具体例

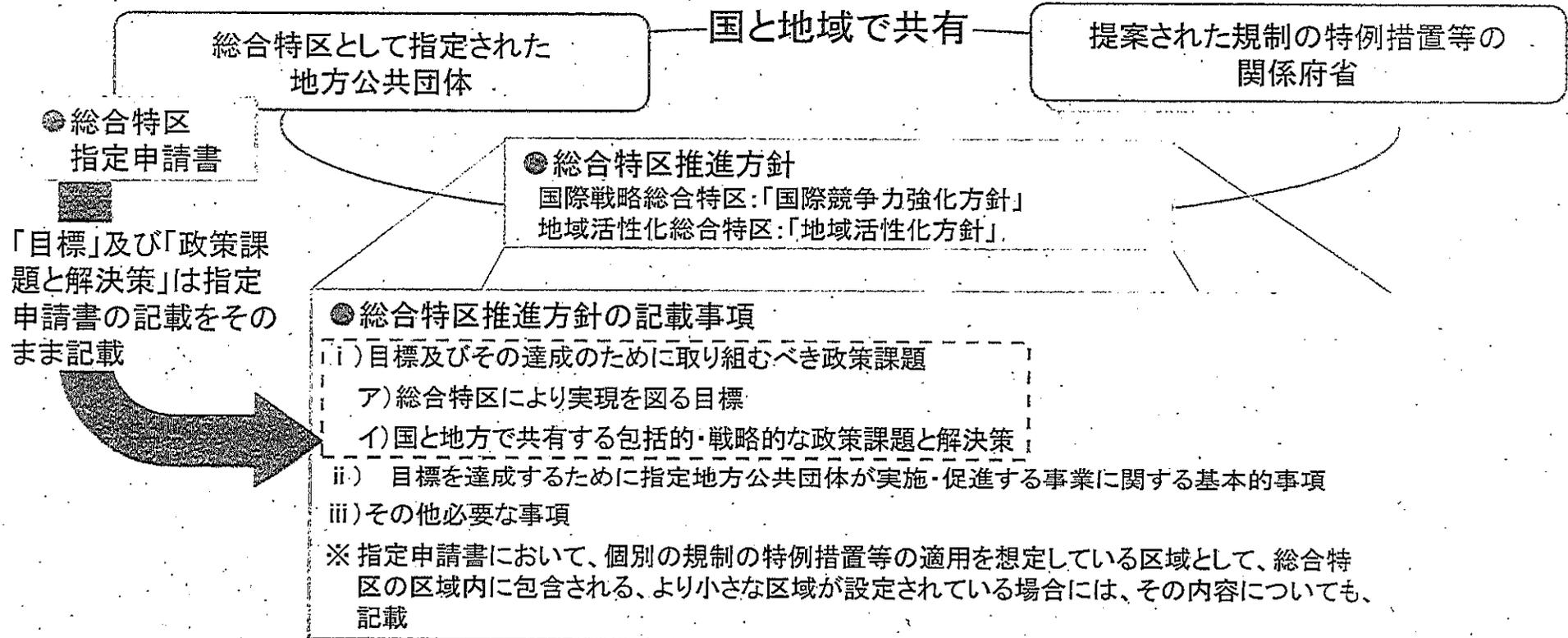
- ・ 規制の特例措置等を活用する事業に密接に関連する民間実施主体
 - ・ 規制の特例措置等を活用する事業に密接に関連する地域の経済団体（規制の関係する業界団体等）
 - ・ 地域の団体
 - ・ 地域で活動するNPO法人
- 等

その他当該地方公共団体が
必要と認める者
（必要に応じ参画）

※ 指定時の評価に際しては、法に基づく組織として位置付けられる以前の活動実績も含め総合的に判断される

※ 思い切った規制の特例措置の実現や、規制の特例措置を活用した事業の実施に当たっては、利害関係を有する団体（特定の業界団体等）も、地域協議会に参画することが望ましい。

- 「総合特区推進方針(国際競争力強化方針・地域活性化方針)」とは
 - ・ 総合特区ごとに、国と地方が政策課題や解決の方向性を共有し、協働プロジェクトとして推進する方向性を定めるもの
 - ・ 総合特区に指定された際、指定申請書に基づき、内閣総理大臣が決定
(決定時には、総合特区推進WG(副大臣級会合)の議及び総合特区推進本部の意見聴取を経るため、関係府省も了解)
 - ・ 指定申請書に記載された事項を記載することを基本(大きく修正等する場合は申請主体の同意が得られている必要)



「国と地方の協議会」における規制の特例措置等に関する議論のスタート台として機能

●国と地方の協議会の目的

- ・ 総合特区は、政策課題と解決の方向性を国と地域で共有し、協働プロジェクトとして実施するもの
- ・ 国と地方の協議会は、事業に必要な新たな規制の特例措置等の整備その他の施策の推進に関し必要な協議を実施

●国と地方の協議会における協議事項

- ・ 指定申請と併せてなされた規制の特例措置等の実現に向けた協議
- ・ 総合特区の取組の評価結果、規制の特例措置等の評価結果の調査審議 等

国と地方で共有した「総合特区推進方針」を議論のスタートとして協議を実施

●国と地方の協議会の構成員

総合特区として指定された地方公共団体

地域協議会の代表
(必要に応じ参画)

内閣府<事務局>
(地域活性化推進室)

規制の特例措置等を活用して事業を行う主体
(必要に応じ参画)

提案された規制の特例措置等の関係府省

その他事業の実施に関し密接な関係を有する者
(必要に応じ参画)

- 関係府省、地方公共団体と地域の実施主体等が政策課題と解決の方向性を共有し、自らの権限や利益のみに拘泥することなく、地域の立場に立って、政策課題の解決に向けた措置を真摯に検討
- 構成員である関係府省は、新たな規制の特例措置等に関する提案の実現に向けた誠実な協議を行い、規制の特例措置等の一層の充実・強化を図る
- 特に規制の特例措置に係る提案については、地域の提案に対して、関係省庁は、代替措置の提案も含め、前向きな議論を実施するものとし、仮に当該提案の実現が困難である場合には、明確な根拠を提示
- 単に当該総合特区に係る取組、事業への国の支援の要望を行う場ではなく、政策課題の解決に向けた規制の特例措置等について協議する場であることを念頭に協議に参画

協議の結果については文書として取りまとめ、構成員はこれを尊重

総合特区基本方針を改定し、新たな規制の特例措置を整備

総合特区の指定申請／規制の特例措置の提案

●規制の特例措置の提案

国と地方の協議会(提案等に基づき協議を実施)

●協議結果(文書としてとりまとめ)

総合特区基本方針(別表)の変更(新たな規制の特例措置として追加)

関係法令を改正し、新たな規制の特例措置を整備

●法律で規定された規制の特例措置

- ・総合特区法第4節第1款(規制の特例措置)に規定
- ・総合特区法の一部改正案としてできる限り早期に国会へ提出

※法律で規定された規制についても、総合特区法に所要の特例を定めることで、政省令事項と同様に、条例で規定することができる特例措置を整備することは可能

●政令で規定された規制の特例措置

- ・総合特区法施行令に規定
- ・総合特区法施行令の一部改正として、できる限り早い時期に公布し、施行

●省令で規定された規制の特例措置

- ・総合特区法施行規則
- ・総合特区法施行規則の一部改正として、できる限り早い時期に公布し、施行

●条例を活用した規制の特例措置(政省令)

- ・地方公共団体の事務に関し、法律に基づき政令又は省令で規定することとされている事項のうち、総合特区法施行令又は施行規則で定めるものについては、当該事項の特例措置を条例で定めることができることとする。(特例追加の法改正不要)

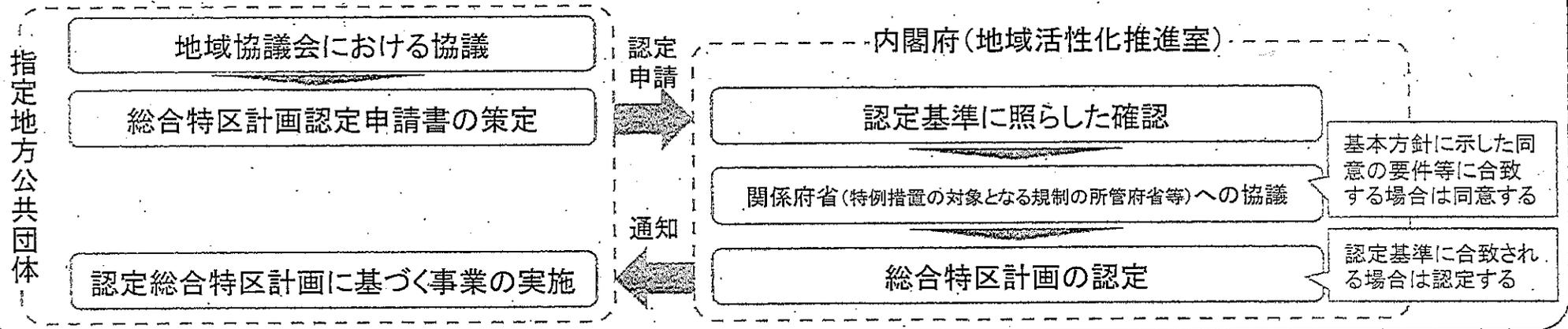
●総合特区計画を作成する目的

- ・総合特区に係る国と地方の協議会を通じて協議が調った規制の特例措置等について、実施に必要な要件や調整手続等について、国と地域で互いに確認し、規制の特例措置等に係る責任の所在と役割分担を明確にするもの

●総合特区計画の主な記載事項

- ア) 総合特区の名称
 - イ) 特定総合特区事業の実施が当該総合特区に及ぼす経済社会的効果
 - ウ) 特定総合特区事業の名称
 - エ) その他総合特区における産業の国際競争力の強化若しくは地域の活性化の推進に必要な事項
- 別紙 規制の特例措置等を活用する事業の内容、実施主体及び開始の日並びに事業ごとの規制の特例措置の内容
- ※ア)、イ)及びエ)については、記載することが望ましい事項

●総合特区計画の認定までの手続



●総合特区計画の認定基準

- ①当該総合特区に係る総合特区推進方針に合致していること
- ②国と地方の協議会における協議結果と整合していること
- ③個別の規制の特例措置等の実施に係る要件、手続が満たされていること
- ④適切な目標が設定されており、目標を達成するために必要な事業が記載されていること
- ⑤事業が具体化されており、実施スケジュールが明確であること

1 国際戦略総合特区(法人税)

～下記の措置の選択適用～

○ 特別償却又は投資税額控除

総合特区内で当該特区の戦略に合致する事業の用に供する機械、建物等を取得してその事業の用に供した場合、特別償却又は投資税額控除ができる制度を創設。

- 特別償却の割合:取得価額の50%(建物等25%)
- 投資税額控除の割合:取得価額の15%(建物等8%)
控除限度超過額の繰り越し:1年間
- 事業者の指定及び設備等取得の期限:平成26年3月31日まで

○ 所得控除

専ら、総合特区で適用される規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う法人について、当該事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度を創設。

- 適用期限:事業者の指定の日から5年間
- 事業者の指定の期限:平成26年3月31日まで
- 国際戦略総合特区の指定数は、少数に厳しく限定。
- 地方公共団体も事業を実施する者の経済的負担を軽減するための措置(地方税の減免、補助金の交付等)を行う。

2 地域活性化総合特区(所得税)

○ 出資に係る所得控除

社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除できる制度を創設。

- 総合特区で指定後3年以内の企業が対象(指定の期限:平成26年3月31日まで)。
- 前年の売上高に占める営業利益が2%以下の企業が対象。

①国際戦略総合特区計画の認定

●法人の行う特定国際戦略事業が記載されている国際戦略総合特区計画を地方公共団体が作成し、認定申請を行います。認定基準に適合しているものと認められるときは、内閣総理大臣はその認定を行います。(法第12条第1項及び第10項)

②地方公共団体による法人指定

●認定国際戦略総合特区計画に記載されている特定国際戦略事業を行う法人からの指定の申請に基づき、認定地方公共団体は、指定要件を満たしているものを、特定国際戦略事業を行う法人としての指定します。(法第26条第1項、第27条第1項)

③指定に係る事業の実施報告

●総合特区税制(法人税)の適用を受けるため、認定地方公共団体から指定を受けた法人は、指定に係る特定国際戦略事業の実施状況報告書や設備投資の実績報告書等を、事業年度終了後1ヶ月以内に当該地方公共団体に提出します。(法第26条第2項、第27条第2項)

④地方公共団体による証明書の発行

●指定法人が当該指定に係る特定国際戦略事業を適切に実施していると評価される場合、実施状況等の報告を受けた地方公共団体は、その報告を受けた日から原則1ヶ月以内に、指定法人に対して証明書を発行します。(施行規則第16条第2項、第19条第2項)

確定申告

----- 地方公共団体より交付された証明書等を添付の上、確定申告します。 -----

事業年度ごとの選択制

特別償却 (租税特別措置法第42条の11第1項等)

●特別償却限度額は、上記の施設・設備の取得価額の50%(建物及びその附属設備、構築物にあつては25%)

投資税額控除 (租税特別措置法第42条の11第2項等)

※ ①と②のいずれか少ない金額が税額控除限度額となります。なお、①>②の場合、超過額を1年間繰り越して控除できます。

① 施設・設備の取得価額の15%(建物及びその附属設備、構築物にあつては8%)

② 当期の法人税額×20%

所得控除 (租税特別措置法第60条の2等)

●国際戦略総合特区内において、認定計画に記載された規制等の特例措置の適用を受ける事業等により生じる所得について、その20%を損金に算入することができます。

特別償却・投資税額控除

指定法人

特別償却・投資税額控除: 施行規則第15条第1号～第5号
所得控除: 施行規則第18条第3号～第7号

- 国際戦略総合特区協議会を構成する法人であること
- 特定国際戦略事業を行うことについて、適切かつ確実な計画(指定法人事業実施計画)を有すると認められること
- 指定法人事業実施計画が認定国際戦略総合特区計画に適合するものであること
- 特定国際戦略事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- 特定国際戦略事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること

所得控除

指定特定事業法人

付加要件

- 国際戦略総合特区内において、専ら特定国際戦略事業(規制の特例措置等の適用を受けて行うもので、地方公共団体が当該事業に係る経済的負担の軽減を図るための措置を講ずるものに限る。)のみを行う法人であること(法第27条第1項)
- 次のいずれかに該当する法人であること(法第27条第1項各号及び施行規則第18条第2号)
 - ① 国際戦略総合特区の指定の日以後に、新たに設立された新設法人
 - ② 国際戦略総合特区計画の認定の日以後に、特定国際戦略事業の用に供する施設・設備への一定の設備投資(毎年度1億円以上又は計画期間内の総額5億円以上)を行う既存法人
- 国際戦略総合特区内のみに事務所、工場、研究所その他これらに類する施設を有する法人であること(施行規則第18条第1号)
- 既存法人の場合は、特定国際戦略事業について、従前より営む他の事業と区分して経理すること(施行規則第18条第8号)
- 法人指定の前に全国展開された規制の特例措置の適用を受けて特定国際戦略事業を行おうとする場合は、次のすべてに該当する法人であること(施行規則第18条第9号)
 - ① 全国展開された規制の特例措置について、国際戦略総合特区協議会に提案するよう、地方公共団体に対して要請を行った法人、又は当該法人によって新たに設立された完全子会社
 - ② 一定の設備投資(毎年度2億円以上又は計画期間内の総額10億円以上)を行う法人であること
 - ③ 一定の雇用(指定後3年未満の段階で毎年度10名以上、指定後3年以上の段階で毎年度20名以上を新規雇用)を行う法人であること
 - ④ 全国展開された規制の特例措置の適用を受けて行う特定国際戦略事業にかかる指定が、全国展開特例措置を実施するために制定、改正又は廃止される法令の施行の日から起算して2年以内に行われることが確実であること

①地域活性化総合特区計画の認定

●法人の行う特定地域活性化事業が記載されている地域活性化総合特区計画を地方公共団体が作成し、認定申請を行います。認定基準に適合しているものと認められるときは、内閣総理大臣はその認定を行います。(法第35条第1項及び第10項)

②地方公共団体による法人指定

●認定地域活性化総合特区計画に記載されている特定地域活性化事業を行う法人からの指定の申請に基づき、認定地方公共団体は、指定要件を満たしているものを、特定地域活性化事業を行う会社として指定します。(法第55条第1項)

③株式投資契約の締結状況報告

●認定地方公共団体から指定を受けた会社は、個人からの金銭による払込みを受ける前に、株式投資契約の締結状況について、認定地方公共団体に報告を行います。(施行規則第36条第1項)

④地方公共団体による認定書の発行

●認定地方公共団体は、指定会社から個人との株式投資契約の締結状況について報告を受け、特定地域活性化事業が適切に実施される見込みであると認められるときは、指定会社に対して認定書を発行します。(施行規則第36条第3項)

⑤指定会社による証明書の発行

●指定会社は、特定地域活性化事業の実施に係る認定書の交付を認定地方公共団体から受けたときは、払込みによる株式投資をしようとする個人に対して、当該認定書の交付を受けた旨を証する書面(認定書交付証明書)を発行します。(施行規則第36条第5項)

個人による株式の取得

⑥指定会社による支払確認の申請

●認定証交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した指定会社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした指定会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごとに申請書一通を認定地方公共団体の長に提出します。(施行規則第36条第6項)

⑦地方公共団体による確認書の発行

●認定地方公共団体の長は、払込確認申請書提出を受けた日から原則として一月以内に、指定会社に対して、同項の個人ごとの確認書を発行します。(施行規則第36条第8項)

⑧指定に係る事業の実施報告

●指定会社は、指定に係る特定地域活性化事業の実施状況収支決算、資金調達に関する実績を、事業年度終了後1ヶ月以内に、認定地方公共団体に報告します。(法第55条第2項、施行規則第34条第1項)

⑨地方公共団体による証明書の発行

●指定会社が当該指定に係る特定地域活性化事業を適切に実施していると評価される場合、実施状況等の報告を受けた地方公共団体は、その報告を受けた日から原則1ヶ月以内に、指定会社に対して証明書を発行します。(施行規則第34条第2項)

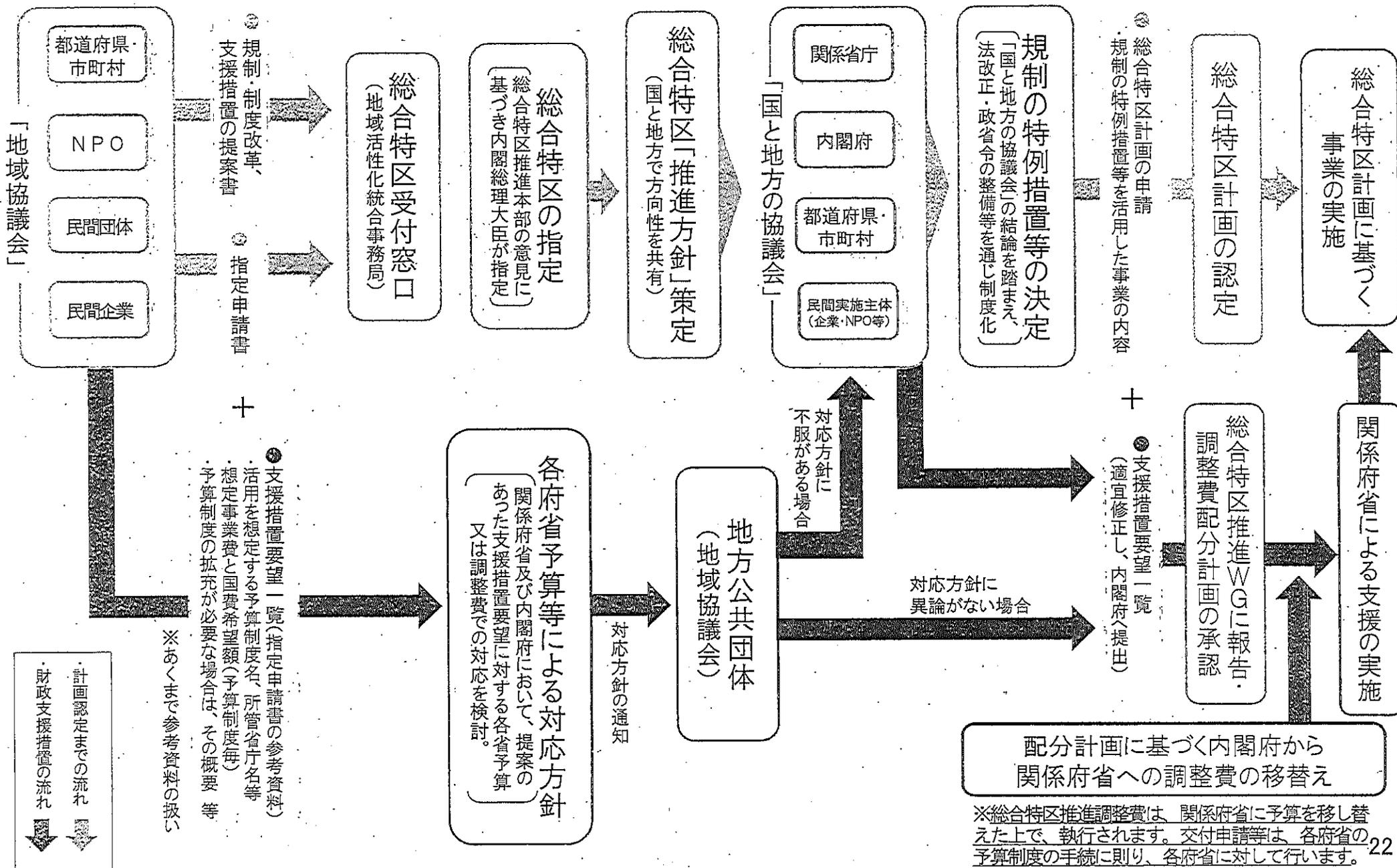
⑩指定会社による書面の発行

●指定会社は、特定地域活性化事業の実施に係る証明書の交付を認定地方公共団体から受けたときは、払込みにより株式を取得した個人に対して、当該証明書の交付を受けた旨を証する書面を発行します。(施行規則第34条第4項)

確定申告

●個人は、指定会社から交付された書面等を添付の上、確定申告します。

- 地域活性化総合特区協議会を構成する法人であること
- 特定地域活性化事業を行うことについて、適切かつ確実な計画(指定会社事業実施計画)を有すると認められること
- 事業計画が認定地域活性化総合特区計画に適合するものであること
- 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる「中小企業」であって、次のいずれかに該当する会社であること
 - ① 地域活性化総合特区計画の認定日が最初の事業年度に属している法人、又は同計画の認定日において最初の事業年度が開始していない法人
 - ： 特定地域活性化事業に従事する者が2名以上であり、かつ、総従業員(常勤の役員を含む)に占める割合が50%以上であること
 - ② 地域活性化総合特区計画の認定日において、最初の事業年度が終了している法人(次のすべてを満たすもの)
 - ： (i) 特定地域活性化事業の実施に必要な資金の額を直前期の営業費用の額で除して計算した割合が50%以上であること
 - ： (ii) 特定地域活性化事業に従事する者が2名以上であり、かつ、総従業員(常勤の役員を含む)に占める割合が50%以上であること
 - ： (iii) 直前期の売上高に占める営業利益の割合が2%以下であること
- 特定の株主グループが保有している株式の合計数が、発行済株式の総数の5/6を超えないこと
- 金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社でないこと
- 大規模法人(資本金1億円超等)及び当該大規模法人と特殊な関係(子会社等)にある法人の所有に属さないこと
- 性風俗関連営業を行うものでないこと



総合特区支援利子補給金の活用について

(基本方針第五の五の①)

①総合特区の指定申請

- 指定申請書の参考資料「指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧」に、指定申請の段階で判明している総合特区支援利子補給金の利用予定(事業の内容及び総事業費等)について記載してください。
※あくまで参考資料の扱い

②総合特区計画の認定

- 指定地方公共団体は次の事項を記載した総合特区計画を作成し、認定申請を行います。認定基準に適合しているものと認められるときは、内閣総理大臣はその認定を行います。
 - a) 国際戦略総合特区支援貸付事業又は地域活性化総合特区支援貸付事業の内容
 - b) 該当する事業種別(施行規則に規定、別紙参照)
 - c) 総合特区支援利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

③金融機関の指定申請

- 地域協議会の構成員であり、利子補給金の対象となる融資を実施しようとする金融機関の申請に基づき、要件を満たしていると認められる金融機関を内閣総理大臣が指定(以下「指定金融機関」という。)を行います。

④事業者の推薦

- 認定総合特区計画に合致する事業を実施する事業者が指定金融機関から当該事業に必要な資金を借り入れる場合、当該事業者は当該指定金融機関を経由して内閣総理大臣に推薦申請書を提出します。推薦申請書提出の際、認定地方公共団体の確認書を添付していただきます。(交付要綱において規定する予定)

⑤利子補給契約の締結

- 指定金融機関が推薦を受けた事業者に融資を行った後、利子補給契約を金融機関と内閣府の間で締結します。

⑥利子補給金の支給

- 金融機関は年2回(8月、2月)、利子補給金の支給申請を行います。支給申請の際、融資の返済状況を確認できる資料を添付していただきます。

総合特区計画の同意条件

- ① 国際戦略総合特区支援貸付事業又は地域活性化総合特区支援貸付事業が別紙の事業種別に該当すること
- ② 総合特区支援利子補給金の支給を受ける予定の金融機関が施行規則に規定する金融機関(※)であること
- ③ 金融機関が当該総合特区に係る地域協議会の構成員となっていること
(※) 銀行、信用金庫、労金、信用組合、農協、漁協、農林中金、商工中金、政投銀 等

指定金融機関の要件

- 地域協議会の構成員であることに加え、
- ① 経理的基礎を有すること
 - ② 指定を受けた日から3年以内に利子補給契約に係る貸付けを行うことが見込まれること
 - ③ 地域活性化に係る事業に対する貸付け実績があること又は地域活性化の取組を推進していること(③は地域活性化総合特区のみ)

○対象事業種別について

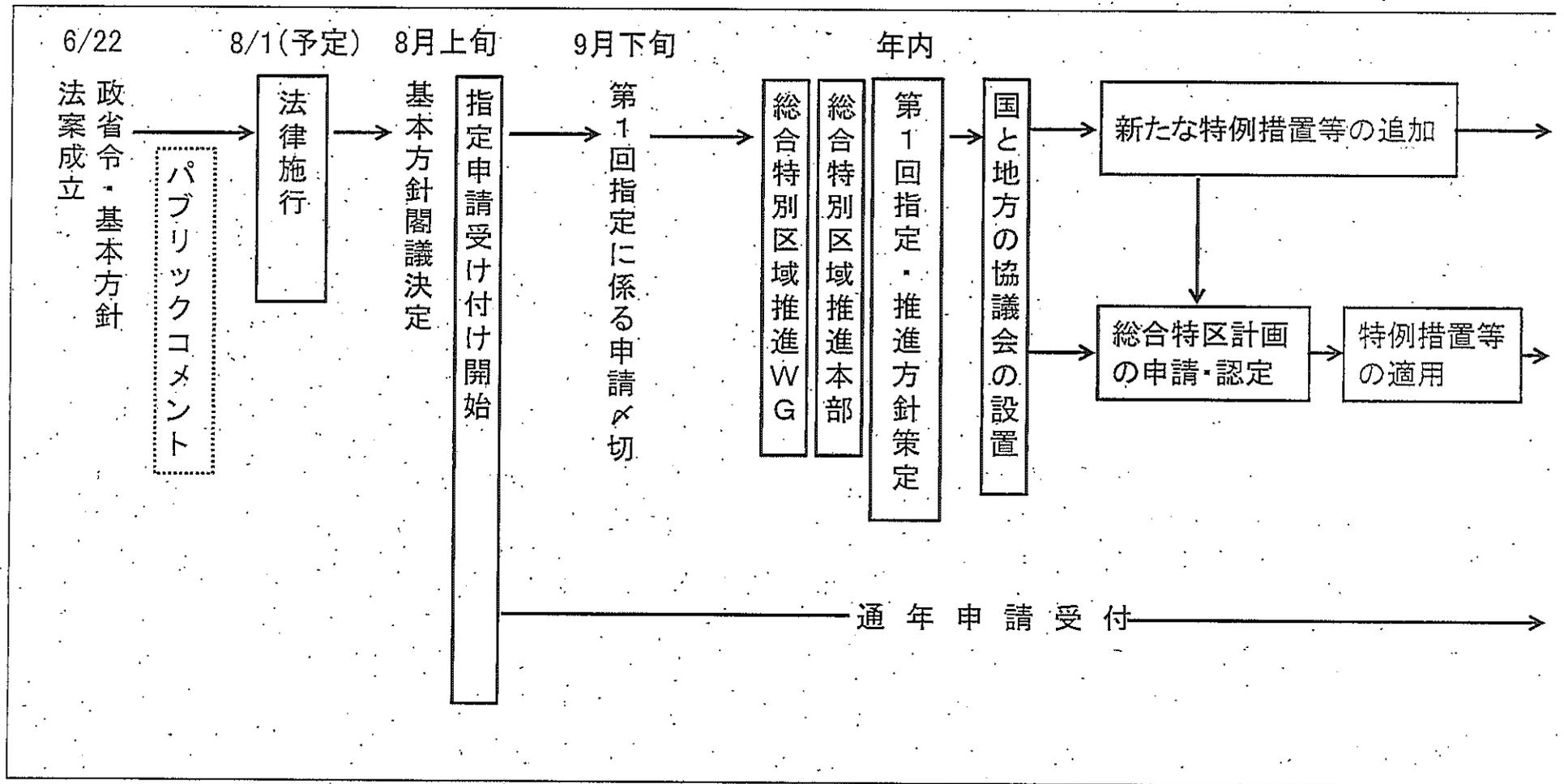
(国際戦略総合特区)

- ・エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び石油代替エネルギーの利用の促進等に関する事業
- ・疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業
- ・国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業
- ・新技術の研究開発又はその成果の企業化等を行うための拠点を形成する事業
- ・貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業
- ・観光旅客の来訪及び滞在の促進並びに国際会議等の誘致の促進に資する施設の整備又は役務の提供等、観光その他の交流の機会の増大に資する事業
- ・農林漁業及び関連する産業の体質の強化を図る事業
- ・高度な情報通信基盤の整備等に関する事業 等

(地域活性化総合特区)

- ・農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業
- ・観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業
- ・地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業
- ・新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの
- ・貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業
- ・情報通信基盤の整備等に関する事業
- ・地域における公共交通機関の整備等に関する事業
- ・高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上に資する事業
- ・地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業
- ・地域住民の健康の保持増進に資する事業
- ・地域における子育て支援及び高齢者、障害者等に対する生活支援に関する事業
- ・地域における生涯学習の振興等に関する事業 等

総合特区制度に関する当面のスケジュール(見込み)



資料NO. 7は名刺案(役員資料)

平成 23 年度地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務公募要領

平成 23 年 8 月

環境省 地球環境局

1. 事業の概要と目的

温室効果ガスの排出削減を進めるためには、再生可能エネルギーの導入を強力に推進する必要があります。

再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域や地点によって適合性が大きく異なることから、地域に適したものを導入する必要があります。

また、再生可能エネルギーの導入拡大を加速化させるためには、あらゆる国民が再生可能エネルギー導入に参画できる環境を整えることが非常に重要です。

そのため、本事業では、地域の住民が参画できる再生可能エネルギー事業の立ち上げを促進するため、学識経験者、民間企業、環境関係 NPO 等民間団体、地域住民、地方公共団体その他の関係行政機関等の関係者で構成する事業化協議会の設置・運営支援や、各地で核となる開発コーディネーター等の育成、その他事業化に必要な専門的手法を支援することで、地域主導型再生可能エネルギー導入事業の事業化に向けた事例を収集することとしております。

また、これらの事例収集を通じて、地域の住民等が参画できる再生可能エネルギー導入事業の円滑な立ち上げのための事業化計画策定手法を確立することを目的としております。

2. 公募対象事業

公募の対象となる事業は、今年度中に協議会を立ち上げ、事業化を検討していく事業であり、かつ以下の事項を満たし、導入予定の再生可能エネルギーの種類や地域の特性を踏まえた活動であるものを対象とします。

(1) 地方公共団体を含む地域の様々な関係者が参画する協議会等が中心となって、再生可能エネルギーの種類や規模、事業形成の手法や資金調達の手法等の検討を行うこと。(協議会等が設置されていない場合は、協議会等の設置が確実で、地方公共団体を含む主要構成員の内諾が得られていること。)

(2) 別途環境省が委託している「平成 23 年度再生可能エネルギー地域推進体制構築支援事業委託業務」の受託者を協議会に参画させ、制度、技術、財務等についての助言・指導や人材育成プログラムを受ける等、緊密に連携して事業を進めること。

3. 事業の年数等について

応募時点で予定する事業期間は 3 年間以内とします。

複数年度で事業を行う場合には、複数年度の時間を要する理由や計画作成のスケジュールを具体的に提示していただき、期間を要する必要性についてご説明していただくこととなります。事業が中止することの無いよう、スケジュール等の策定に当たっては十分ご検討ください。また、事業の実施者は、毎年度事業達成目標をあらかじめ設定し、目標達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況については、各年度 2 月頃に評価を行うこととし、継続実施の可否について審査します。

なお、複数年度の事業実施は、各年度における本事業の予算が確保されることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施を保証するものではありません。

4. 公募の条件

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 本事業の受託者は、応募を行った者とし、2者以上の者が共同で提案を行う場合は、その主たる業務を行う者が一括して受託することを原則とします。
- (3) 委託事業は当該年度に行われる事業を原則とします※。
※複数年の事業として申請した場合においても毎年度契約を更新することとなります。
- (4) 委託費は、1件あたり年間500万円～1,000万円程度を想定しておりますが、提案内容に応じ予算（平成23年度は4,000万円）の範囲で委託します。

5. 審査の実施

本事業は以下のとおり審査を行い事業者を決定いたします。

- (1) 審査は、環境省及び外部有識者で構成する検討会において実施し、「地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務に係る提案書評価基準表」（別添）に基づき、提出された提案書を採点し、総合評価点が優秀なものの中から、再生可能エネルギーの種類や対象地域も考慮し、予算総額の範囲内において選定し、契約候補者とします。
- (2) 審査結果は、提案書等の提出者に遅滞なく通知します。

6. 応募に当たっての留意事項

受託者は、平成24年2月14日（月）までに事業実施結果について環境省へ最終報告を行った上で、環境省へ事業報告書を提出するものとします。なお、本事業は、備品購入や設備設置等に対する補助は含まれません。

7. 応募の方法について

- (1) 応募書類の書式（応募様式）について

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とします。応募書類の作成に当たっては、必ず次の電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いいたします。また、応募書類に重大な不備等があった場合は、本事業の選定対象外とさせていただきます。

- ・地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務に関する提案書（別添1）
- ・経費内訳書（別添2）

- (2) 応募書類の提出方法について

①提出方法

ア 電子メールが使用できる環境の場合

応募様式を、電子メールの添付ファイルとして、以下の送信先アドレスあてに送信してください。

◎電子メールの送信先アドレス：chikyu-ondanka@env.go.jp

◎あて先は、「環境省地球環境局地球温暖化対策課 地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務業務担当」としてください。

◎メール件名（題名）と添付ファイル名は次のとおりとしてください。

- ・メール件名：「環境省地球環境局地球温暖化対策課 地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務業務」
- ・添付ファイル名：「申請者名（会社名、団体名）」としてください。

（例）〇〇株式会社、〇〇協議会 等

◎添付ファイルの作成・保存に関する注意

応募書類一式を、ダウンロードしたアプリケーションで作成し、それぞ

れを一連の電子ファイルとして送信してください。ダウンロード時に一つのファイルとなっている応募書類を複数のファイルに分割して送信した場合、その後の扱い（様式の一部欠損等）に関し、当方は責任を持ちません。

電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、エクセル2007以下のバージョン形式としてください。使用するフォントについては、一般的に用いないものを使用しないでください。

添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。

当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。

また、Windows以外のパソコンで書類を作成した場合、必ずWindowsマシンでファイルを展開できることを確認の上、提出してください。ダウンロードしたExcelの様式を一太郎その他のソフトに変換して提案いただいた場合及び当方のWindowsマシンで展開できない状態で送付された場合は受理できませんので御注意ください。

なお、当方のメールサーバーの都合上、添付ファイル容量が2MBを超える場合は受け取れない場合がございます。ファイルの分割等により、添付ファイルの容量が2MB以下になるよう、ご配慮いただきますようお願い致します。

◎受領の確認

当方で受領を確認した場合、受領したメールをそのまま返信します。当方へ送信後、1週間程度しても返信がない場合、当方にうまく送受信されていない可能性があります。電話にてお問い合わせください（電話番号は末尾参照）。

イ 電子メールが使用できない環境の場合（できる限り電子メールを御使用ください）

電子メールを送信することができない環境の場合は、応募様式ファイルを保存したCD-ROMと、打ち出したものを1部同封の上、送付してください。

◎送付先の住所： 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

◎あて先は「環境省地球環境局地球温暖化対策課 地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務担当」としてください。

◎電話番号：TEL03-3581-3351(内線6780)

◎封筒等の表に、必ず、赤字で「提案書在中」と記してください。

◎電子ファイルの名前、形式等、ファイル作成上の注意は、上記アの場合と同じです。

◎受領の確認

提案書類に記されたFax番号あて、受領した旨をFaxします。当方へ送付後、1週間程度しても受領確認のFax等がない場合、送付過程でのトラブルが考えられます。電話にてお問い合わせください（電話番号は末尾参照）。

②提出いただいたファイル等について

提出いただいたファイル等は、返還しません。

③応募書類の受付期間について

平成23年8月1日(月)～平成23年8月26日(金) 17時必着

受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募課題として受け付けません。採択状況に応じ、追加的な予算配分が可能な場合には、追加公募を行います。

8. 事業の流れ(予定)

8月	応募
9月	審査・採択
9月～	委託契約
～2月	事業実施
2月末	報告書提出
3月	最終報告
4月末	精算・支払

平成23年度 自然エネルギー信州ネット 事業申請区分け表 (案)

2011/08/16

区 分	信州エネルギー地産地消プロジェクト事業 (新しい公共支援事業)	地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業 務	新しい公共の場づくりのためのモデル事業 (新しい公共支援事業)
国所管	内閣府	環境省	内閣府
県所管	温暖化対策課	—	県民協働NPO課
事業の趣旨	地域の課題に対して横断的な対応により社会 イノベーションを推進	組織化と人材育成により、地域住民が参画で きる再生可能エネルギー事業の立ち上げを促 進	多様な担い手が協働して自ら地域課題解決に 当たるための仕組みの試行
事業主体	長野県	長野県環境保全協会 (案)	自然エネルギー信州ネット
実施手法	委託	委託	補助 (10/10)
事業費	750万円 (予算化済み)	500~1000万円	100~1000万円
実施方法 (フロー)	県— (委託) → 信州ネット	国— (委託) → 県環境保全協会 ↓ 実施: 信州ネット	県— (補助) → 信州ネット
本会への適用 可能事業概要	地域協議会の設立支援と自然エネルギー普及 モデル構築	地域協議会の設立支援、人材育成・助言	エネルギー自給が可能な地域づくりなど
事業内容 (案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県協議会の組織体制の構築 (会設立、事務局など) ・ 地域協議会の設立支援 ・ 普及モデルの調査、検討と構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業化計画検討 例) 初期投資ゼロによる自然エネルギー普及 事業、ソーラー年金の具体化検討 ・ 地域協議会 (特定事業型) の人材育成 ・ 地域協議会メンター派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域個別のエネルギー自給が可能な事業計 画をとりまとめて一本化して応募。 ・ 特定事業型への移行を前提とした支援を行 うことも想定できる。
事業期間	H23. 8~H24. 3. 15 (7. 5ヶ月)	H23. 9~H24. 2. 14 (5ヶ月)	H23. 10下旬~H24. 3 (5ヶ月)
その他	※設立総会時の収支計画に計上済み ※委託契約作業中	※8月26日締め切り	※9月9日締め切り

自然エネルギー信州ネットにおける専門部会 立ち上げに向けた今後の進め方（案）

1. 専門部会の提案の募集

募集は随時行い、実施内容、実施体制、実施費用等が固まったものから順次立ち上げていく。

2. 専門部会設置の手続き

(1) 専門部会の募集

- ・提案された専門部会について、事務局の方で定期的に分類、整理をし、会員に提示。
- ・提案中、同種のテーマに関しては提案者同志での調整、意見交換を促す。
- ・運営会議において専門部会のテーマ、内容について意見交換を行う。

(2) 専門部会の立ち上げ準備

- ・(1)を踏まえて提案者及び事務局との協働で整理をした専門部会案について、各専門部会毎に運営メンバーの立候補、推薦を募る。
- ・立候補した及び推薦された運営メンバーにより、専門部会の検討事項を整理するとともに、部会の運営体制案（予定開催数、部会の進め方、部会運営にあたって費用が要する場合においては費用分担の在り方等）を作成。

(専門部会の構成員)

運営メンバー：専門部会の運営にあたって、実際の検討事項を整理、メンバーを募り、検討を進めるなどの専門部会の検討の事務局的役割を担う会員。運営メンバーは最低一人、可能であれば複数とする。

参加メンバー：専門部会のテーマに関心がある又は自らも当該テーマについて事業を実施又は参加することに関心がある会員など

アドバイザー：専門部会のテーマに知見、技術、関係のある者、団体、アドバイザーについては会員に限定しない。

(3) 専門部会の設置

- ・運営メンバーにより作成された運営案を事務局に提出し、運営会議で諮り、設置の可否を決定。

- 設置が決まった専門部会について広く参加メンバーを募る。
- 専門部会の運営にあたっては、運営メンバーのほか、部会長を決定。部会長は、運営会議の理事として推薦。
- 専門部会の開催予定、検討内容については、適時信州ネットの HP で公開。

地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務に関する提案書

提案書作成責任者

(作成注) 企業名/団体名及び所属、氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレスを記載してください。

団体名・所属	社団法人 長野県環境保全協会 自然エネルギー信州ネット事務局		
氏名	会長 茅野 実 事務局長 宮入賢一郎		
電話番号	026-254-6160	FAX 番号	026-254-6155
メールアドレス	info@shin-ene.net		

0. はじめに

本書は、地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務の公募要領を遵守し、その実施方法等に関する提案を行うものである。また、本業務の実施に当たっては、本提案書を基にして事業を行うものとする。

1. 業務の基本方針と目的

本業務の基本方針及び目的を簡潔に記載してください。

自然豊かな信州・長野県は、太陽光、小水力、木質バイオマス等の再生可能エネルギーの資源に恵まれている。この地域に特色ある資源を活用した再生可能エネルギーの普及と事業化をめざし、市民・市民団体、企業・金融機関、行政が参加する『自然エネルギー信州ネット』（以下、本会）が長野県の全県レベルの協議会として本年7月31日に設立された。本会では、これまでに蓄積された様々な知見を活かしながら、さまざまな主体が協働し、地域主導型の再生可能エネルギー開発の支援、地域エネルギー事業を市民参加によって実施する。

本業務は、特に長野県の自然エネルギー資源を生かし、これまでの地域レベルの先進事例の経験も生かした地域主導型再生可能エネルギーとして実現性の高い『初期投資ゼロ円システム（仮称）』及び「ソーラー年金システム（仮称）」の事業化により、市民出資を活用して、地域の社会的な課題を解決しながら、地域の資金、資源、技術の地域内循環を実現することで自然エネルギーを拡大していく。これらの過程などにおいて、各地域において、市民、企業、行政等が参加する地域協議会を立ち上げを支援し、事業を担う人材育成と効果的に事業を立ち上げ運営していくための場づくりを促していくこととする。

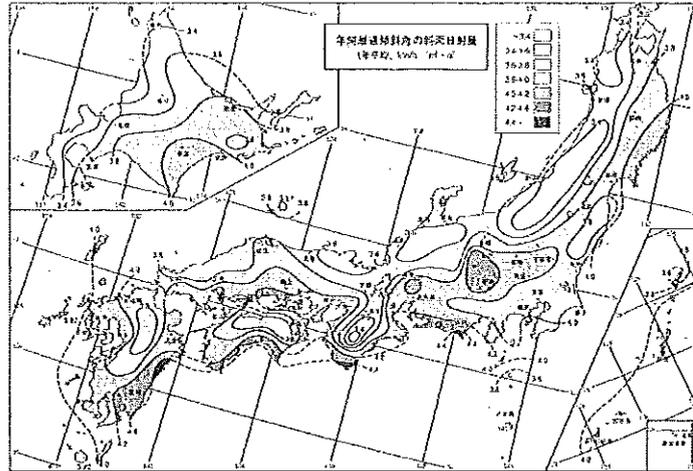
また本会が中心となって、長野県内において地域資源を活用した地域協働による再生可能エネルギーの普及を推進することにより、自立した持続可能な地域づくりを実現するとともに、その成果を県下各地へ広く発信していくことをめざす。。

※A4版1枚以内とする。

2. 地域の特徴

本業務で再生可能エネルギー事業化計画を検討する予定地域の概要と特性を記載してください。なお、その際はこれまで行われてきた調査結果や統計資料などを基に、再生可能エネルギー導入の可能性も踏まえて記載してください。

アルプスの山々に囲まれ、自然が豊かな印象の長野県。特に日射量は全国的にも高く、太陽光発電の適地となっています。



出典：太陽光発電フィールドテスト事業に関するガイドライン
(設計施工・システム編)(2010,NEDO)

バイオマス 入れる？

※A 4版 1枚以内とする。

3. 業務の実施方法

3-1. 事業化計画の対象とする再生可能エネルギーの種類

本業務で対象とする再生可能エネルギーの種類と選定理由を記載してください。複数の種類を含む計画を策定する場合には、再生可能エネルギーごとに項目を設け、それぞれに理由を記載してください。同種のエネルギーであっても事業形成手法が大きく異なるような場合には分けて整理してください。

(1) 初期投資ゼロによる自然エネルギー普及事業

再生可能エネルギーの普及を阻む要因のひとつに、多額の初期投資の負担を敬遠する意識がある。このため、初期投資の負担を緩和するとともに、再生可能エネルギー供給設備装置によって得られるメリット・価値を通じて、投資回収を行う全県レベルでの普及モデルによる事業化を検討する。これにより、初期投資に対する補助金や金融機関からの借り入れ等によっても導入することができない幅広い県民層に対して自然エネルギーを導入できる仕組みを整える。

1. 太陽光発電モデル

太陽光発電については、飯田市のおひさま進歩エネルギー会社において、飯田市内において市民出資や金融機関の融資等を活用したゼロ円システム（初期投資はゼロで、毎月一定額を支払い10年後に設置者に太陽光発電システムが提供される仕組み）が平成21年から実施されており、県内各地から、同種の事業の展開が求められている状況にある。長野県の各地でゼロ円システムを実施できるようにするためには、ゼロ円システムの円滑な実施に必要な地域レベルでの施工の仕組み、資金調達等の仕組み及びその事業化について具体的に検討する。

2. 太陽熱モデル

太陽熱利用については、長野県須坂市に本社をもつサンジュニアにおいて、老人福祉施設に対してゼロ円システム（初期投資ゼロで、毎月のガス代削減額分以下の一定額を支払う仕組み）が今年度よりモデル的に実施されているところ。今後住宅や公共施設等幅広い施設において初期投資ゼロで普及できる事業や資金調達等の仕組み及びその事業化について具体的に検討を行う。

3. 木質バイオマスモデル

薪ストーブやペレットストーブについても初期投資ゼロで毎月の一定額での支払いで普及する仕組みの可能性について検討を行う。

(2) 「ソーラー年金」システム

各家庭で個別に太陽光発電を設置する以外の多様な選択肢の一つとして、メガソーラーを設置し、メガソーラーの中で市民出資者毎の割り当てを行い、その割り当て分の初期投資に必要な費用を毎月一定額年金として支払い、投資回収ができた後は年金として出資者に配当する仕組み（「ソーラー年金」）の事業化に向けた検討を行う。

当該事業化にむけて土地の検討、ソーラー年金の事業モデル、事業主体等の具体的な検討を行う。

※A4版1枚以内に記載すること。

3-2. 実施方針

この業務の中で再生可能エネルギーを事業として形成するために協議会の立ち上げから事業化計画策定までのプロセスを具体的に記載してください。なお、その際は住民参画の形態や、事業収支、事業主体のあり方などの方針も考慮し記載してください。

1. 協議会の設立までの経緯

・本年2月から準備会を重ね、6月16日に発起人総会を開催。

県下のNPO法人等市民団体、新エネルギー関係企業・団体、大学、企業・金融機関、経済団体、行政機関から31名が参加。

・参加者を募集しながら協議会の立ち上げ準備

2. 協議会の設立

・本年度7月31日（日）諏訪東京理科大学（長野県茅野市）において、発起人および参加希望者108名で設立総会を開催し、本会が正式に発足した。

3. 専門部会の立ち上げ

今後、3-1の事業化にむけて、自然エネルギー信州ネットでは、市民団体、太陽光発電・太陽熱メーカー、販売・施工事業者、金融機関、市民出資に経験をもつ団体、学識経験者、行政からなる専門部会を立ち上げ、具体的な検討を行う。

また、地域の実情に即した事業モデルの構築を行うためには、市町村または複数市町村レベルでの多様な主体が参画する協議会を立ち上げ、事業化を促す場づくりと事業を担う人材を育成していくことが重要である。地域協議会には、自然エネルギー事業に関心のある市民や団体自然エネルギーの技術等に知見のある大学や企業、金融機関や行政の参加を広く募ることとする。

事業主体については、県レベルでの事業実施にあたっては、専門部会に参加した関係者が、地域レベルの事業実施にあたっては、地域の協議会に参加する関係者が事業主体となることを想定している。そのため、本事業においては、自然エネルギー事業化に向けた検討とともに、事業を担える人材を育成し、関係者が協働・連携しながら事業を円滑に立ち上げ実施に移していくための場づくりを行っていくこととする。

また、事業収支については、資金調達については、市民や地域の企業からの出資のほか、地域金融機関等からの調達を検討し、当該事業単独の実施で事業の採算性の取れるビジネスモデルについて、長野県内や他地域でのこれまでの経験を学びながら、専門家のアドバイスを受けながら検討を行う。

※A4版3枚以内に記載すること。

3-3. 資金調達の方法

事業化計画を具体化させるために必要な資金調達についての考え方、方向性、手法などを記載してください。

市民・企業および地域金融機関からの出資を得て、県レベルでの『自然エネルギー市民ファンド』を形成することを一案として検討を行う。

事業パターン例
図示

※A4版1枚以内に記載すること。

3-4. その他活動計画

以上で記述した以外に、地域住民の参加や関連組織の連携強化につながる活動などについて計画を記載してください。

自然エネルギー信州ネットにおいて、事業を企画し、立ち上げ、運営を担っていくことのできる人材育成事業を行うとともに、関係者の連携により事業化を促したり、地域の自然エネルギー導入について中間支援を行うような場づくりとしての地域協議会の立ち上げ、円滑な運営を支援する。

(1) 人材育成事業の実施

地域協議会の運営にあたって必要なコーディネーション&ファシリテーション能力、自然エネルギー事業の立ち上げにあたって必要な、自然エネルギーの技術、資金調達等、ビジネス経営、基礎的知識等を学ぶことのできる実践的なセミナー等を開催する。

(2) 地域協議会へのメンター派遣事業

地域協議会の運営や事業化を進めていくための支援を行うメンター派遣事業を行う。具体的には、地域の自然エネルギーのポテンシャル調査、事業化計画作成等を行うにあたって、自然エネルギーに関する技術的、経営的知見や経験を有する専門家を派遣し、地域における事業計画策定をサポートするとともに、事業化を担う人材育成も行う。

※A4版1枚以内に記載すること。

4. 協議会の構成

4-1. 構成団体

地域のコーディネーター候補や事務局体制、協議会を構成する団体を列挙し、それぞれの連携状況(協議会参加への内諾有無、これまでの活動実績など)がわかる、事業実施体制図を記載してください。

役職	氏名	所属
会長	茅野 實	社団法人長野県環境保全協会
理事(議長)	平島 安人	信州気候フォーラム
理事	葦木 美咲	MEGAMI MUSIC
理事	井出 進	有限責任事業組合佐久咲くひまわり
理事	沖野 外輝夫	諏訪湖クラブ
理事	傘木 宏夫	NPO 地域づくり工房
理事	月岡 通孝	NPO 法人信州松本アルプスの風
理事	寺澤 茂通	上伊那森林組合
理事	中島 恵理	長野県環境部温暖化対策課長
理事	原 亮弘	おひさまエネルギーファンド株式会社
監事	天野 輝芳	諏訪東京理科大学
監事	高木 直樹	信州大学工学部
事務局長	宮入 賢一郎	NPO法人CO2バンク推進機構

※A4版2枚以内に記入すること。

4-2. 地方公共団体との連携

業務対象地域の地方公共団体と協議する場の設定や協議の方法について記載してください(地方公共団体が協議会の会員となっていない場合には、当該地方公共団体がどの様に協議会に関わっていくのかを記載してください)。

自然エネルギー信州ネットにおいては、長野県が会員及び理事として参加しており、事業の実施にあたっては、密接に連携・協働で進めていく。

また、具体的な事業化の検討や人材育成、地域協議会等の場づくりの過程で出てきた政策的、制度的課題を整理するとともに、長野県における自然エネルギーを積極的に拡大していくための政策について検討を行い、行政に対して提案をすることで政策化につなげていく。

また、地域レベルの地域協議会において、当該地域の市町村に参画をうながし、当該市町村の施策とも連携させていくとともに、地域協議会における取り組みをもとに、市町村に対しても自然エネルギーの施策について提案を行っていく。

※A4版1枚以内に記入すること。

4-3. これまでの実績

再生可能エネルギー又は地球温暖化防止分野での応募法人の活動実績を記述すること。既に協議会形式の組織が存在する場合には、協議会としての活動と、協議会以外の活動の区別が分かるようにすること。この分野の活動実績がない法人が申請する場合、協議会の構成員・構成団体の活動実績を記述してよい。

社団法人長野県環境保全協会
実績

自然エネルギー信州ネット
実績

- ・ 7月31日 設立総会 参加者108名
- ・ 7月11日 長野北信地域学習会 参加者65名
- ・ 7月26日 諏訪地域学習会 参加者70名※
- ・ 8月10日 上伊那地域学習会 参加者61名

※A4版2枚以内に記入すること。

5. 事業計画

5-1. 本業務の実施計画

単年度で終了する予定の場合は今年度分のみを、2年間又は3年間の業務計画がある場合は該当する期間について記述すること。複数年の期間を要する場合にはその理由を記載すること。また、到達目標については年度ごとに定量的に記述すること。

(今年度)

時 期	内 容
7月31日	協議会『自然エネルギー信州ネット』の設立総会
10月から 12月	専門部会による『初期投資ゼロによる自然エネルギー普及事業』「ソーラー年金」調査・検討開始。 専門部会において、地域協議会との意見交換、おひさま進歩エネルギーの飯田市の状況の現地調査、市民出資事業についての他県の取り組み調査等を行う。
1月から2月	専門部会において事業化に向けた詳細設計を行う。 ヒアリング 自然エネルギー人材育成セミナーの開催、メンター派遣事業を実施する。
11月から3月	
到達目標	『初期投資ゼロによる自然エネルギー普及事業』

※A4版2枚以内に記入すること。

(第2年度)

時 期	内 容
4月~9月	○ゼロ円システムについて、県内の数地域においてモデル的に実証。 市民出資、企業出資等を募集。 地域の施工会社の入札実施。 太陽光発電、太陽熱設置者の募集、個別設置案件について発電等のシュミレーション等の実施
10月から3月	ゼロ円システムの太陽光、太陽熱システムの設置。

月	○ソーラー年金のモデル的実証
4月から8月	モデル候補地の選定、土地所有者との交渉、ソーラー年金の事業詳細設計
9月～12月	市民出資の募集その他資金調達
1月から3月	太陽光発電施設の設置
到達目標	

※A4版1枚以内に記入すること。

(第3年度)

時 期	内 容
	昨年度のモデル実証を踏まえ、全県レベルで普及できる事業主体及び市民ファンドの本格立ち上げ
到達目標	

※A4版1枚以内に記入すること。

5-2. 本業務終了後の展望

本業務の成果を基に、事業終了後、再生可能エネルギーの普及拡大を長期的に進めるために、どのような活動を行っていくのかを記載してください。

具体的な事業主体を立ち上げ事業を展開していくとともに、各地で設置される地域協議会においても、同種の事業が展開されるよう支援、サポートを行い、全県的な事業として発展させる。また他地域においても普及されるようマニュアルを整備する。

※A4版1枚以内に記入すること。